

福生市障害者計画・
第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画

【修正素案】

平成30年3月
福 生 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象.....	5
第2章 障害のある人をめぐる現状と課題	7
1 手帳所持者数等.....	9
2 障害福祉サービスの利用状況（第4期計画期間）.....	15
3 平成29年度の成果目標の達成状況.....	25
4 障害者生活実態調査結果.....	26
第3章 計画の基本的考え方	51
1 計画の基本理念.....	53
2 計画の基本目標.....	54
3 計画の基本視点.....	55
4 計画の展開.....	56
第4章 基本計画	57
1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり.....	59
（1）相談体制・情報提供の充実.....	59
（2）権利擁護体制の確立.....	61
（3）障害福祉サービスの充実.....	63
（4）意思疎通支援の充実.....	65
（5）経済的支援の実施.....	66
（6）地域の安全と災害時を想定した対応.....	67
2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり.....	69
（1）障害の早期発見と障害児の療育支援.....	69
（2）切れ目のない障害児サービスの充実.....	71
（3）特別支援教育・インクルーシブ教育の推進.....	72

3	地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり	73
	(1) 障害の理解と合理的配慮の推進	73
	(2) 社会参加の促進	74
	(3) 外出支援施策の推進	75
	(4) 就労の支援・促進	77
4	障害のある人の地域生活の基盤づくり	78
	(1) 日中活動の場の確保	78
	(2) 居住の場の確保	79
	(3) 保健・医療サービスの充実	80
	(4) 地域移行・地域定着の支援と促進	81
第5章 平成32年度の将来像		83
1	障害者数の推計	85
2	第5期障害福祉計画（国の指針）のポイント	86
3	成果目標	87
第6章 障害福祉サービスの提供見込み		89
1	障害福祉サービス・相談支援の提供見込み	91
2	地域生活支援事業の提供見込み	96
3	障害児通所支援サービスの提供見込み	101
	■障害福祉サービス等見込み量一覧	103
	■地域生活支援事業見込み量一覧	104
	■障害児通所支援サービス見込量一覧	105
第7章 計画の推進		107
1	計画推進の体制	109
2	計画の進行管理	109
第8章 付属資料		111
資料1	用語解説	113
資料2	福生市地域福祉推進委員会条例	119
資料3	福生市地域福祉推進委員会委員名簿	121
資料4	計画策定までの経過	122
資料5	諮問書及び答申書の写し	123



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害者の高齢化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

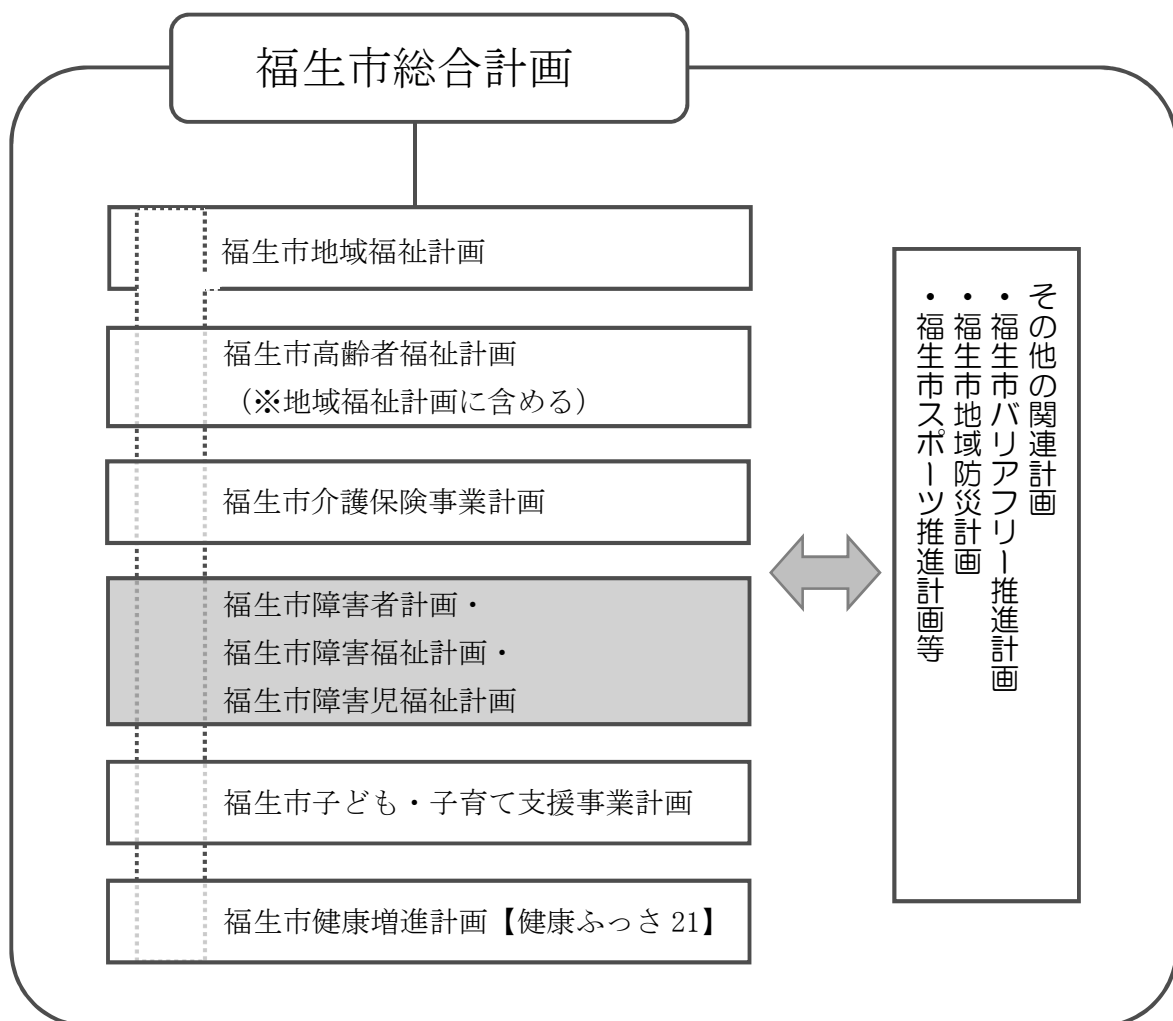
国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者が望む地域生活の支援の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」が施行されるなど、障害者を取り巻く法制度は大きく変化しています。

現行の『福生市障害者計画・第 4 期障害福祉計画』の計画期間が終了となることから、障害者制度改革や障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえ、新たな『福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画』を策定します。また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められたことから、障害者計画・障害福祉計画と一体的に第 1 期障害児福祉計画を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- (2) 『福生市総合計画（第 4 期）』の分野別計画として策定します。
- (3) 『地域福祉計画』、『介護保険事業計画』、『子ども・子育て支援事業計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- (4) 東京都が策定する『障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』との整合・連携を図ります。
- (5) 市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35
計画	(第 1 次) 障害者計画			(第 2 次) 障害者計画			(第 3 次) 障害者計画		
	第 4 期 障害福祉計画			第 5 期 障害福祉計画			第 6 期 障害福祉計画		
				第 1 期 障害児福祉計画			第 2 期 障害児福祉計画		

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象にするとともに、障害者の差別解消及び障害者への理解を促進するため、広く市民を対象とします。



障害のある人をめぐる現状と課題

1 手帳登録者数等

(1) 身体障害

身体障害者（児）手帳登録者数は微減の傾向にあり、平成 28 年度末で 1,757 人、そのうち肢体不自由が 48.3%と約半数を占めて最も多く、次いで心臓障害やじん臓障害といった内部障害が続いています。

手帳の程度は 1 級が 597 人で最も多く、重度者（1・2 級）が全体の 49.7%を占める一方、5・6 級は合わせて 183 人（10.4%）となっています。

年齢は、65 歳以上が 65.2%、64 歳以下が 34.8%（567 人）となっています。

(単位：人)

障害名	程度						合計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
肢 体 不 自 由	181	175	156	246	58	32	848
視 覚 障 害	36	49	10	6	23	9	133
聴 覚 障 害	-	48	14	22	-	61	145
音 声・言 語 障 害	-	-	27	28	-	-	55
呼 吸 器 障 害	6	-	16	4	-	-	26
心 臓 障 害	216	-	27	26	-	-	269
じ ん 臓 障 害	151	-	6	0	-	-	157
膀 胱・直 腸 障 害	0	-	5	101	-	-	106
小 腸 機 能 障 害	0	-	1	0	-	-	1
免 疫 障 害	4	5	1	4	-	-	14
肝 臓 障 害	3	0	0	0	-	-	3
合 計	597	277	263	437	81	102	1,757
平成 27 年度	597	285	265	442	80	94	1,763

※平成 28 年度末現在

(単位：人)

年齢	0～6 歳	7～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
所持者数	7	25	535	1061	1,628

※平成 28 年度末現在

(2) 知的障害

知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数は増加傾向にあり、平成 28 年度末で 407 人となっています。

手帳の程度は 4 度（213 人）が最も多く、次いで 3 度（97 人）が続いています。

年齢は、64 歳以下が 95.1%で、そのうち 18～64 歳が 68.1%となっています。

(単位：人)

程度	1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)	合計
登録者数	11	86	97	213	407
平成 27 年度	11	85	89	199	384

※平成 28 年度末現在

(単位：人)

年齢	0～6歳	7～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
所持者数	18	92	277	20	407

※平成 28 年度末現在

(3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳登録者数も増加傾向にあり、平成 28 年度末で 419 人となっています。

手帳の等級は 2 級が最も多く 261 人で 62.3%を占めています。

年齢は、18～64 歳が 85.0%、65 歳以上が 12.9%となっています。

(単位：人)

程度	1級	2級	3級	合計
登録者数	35	261	123	419
平成 27 年度	33	245	127	405

※平成 28 年度末現在

(単位：人)

年齢	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
所持者数	9	356	54	419

※平成 28 年度末現在

(4) 難病患者数

難病患者数を特殊疾病患者福祉手当受給者数からみると、平成 28 年度末で 500 人となっています。疾病別では「潰瘍性大腸炎」が 72 人と最も多く、次いで「人工透析を必要とする腎不全」が 57 人、「パーキンソン病関連疾患」が 55 人となっています。

(単位：人)

疾病名	受給者数
ベーチェット病	4
多発性硬化症	7
重症筋無力症	6
全身性エリテマトーデス	23
再生不良性貧血	3
サルコイドーシス	9
筋萎縮性側索硬化症	1
強皮症	11
皮膚筋炎・多発性筋炎	6
特発性血小板減少性紫斑病	13
結節性動脈周囲炎	6
潰瘍性大腸炎	72
高安病（大動脈炎症候群）	1
天疱瘡	4
脊髄小脳変性症	5
クローン病	16
悪性関節リウマチ	4
パーキンソン病関連疾患	55
後縦靭帯骨化症	10
モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	4
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	6
多系統萎縮症	6
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	1
原発性胆汁性肝硬変	22
特発性大腿骨頭壊死症	7
混合性結合組織病	7
間質性膀胱炎(ハンナ型)	1
IgA腎症	7
後天性赤芽球癆	1
全身性アミロイドーシス	2
総排泄腔遺残	1
低ホスファターゼ症	1
バージャー病	1
自己免疫性溶血性貧血	1
膜性増殖性糸球体腎炎	1

※平成 28 年度末現在

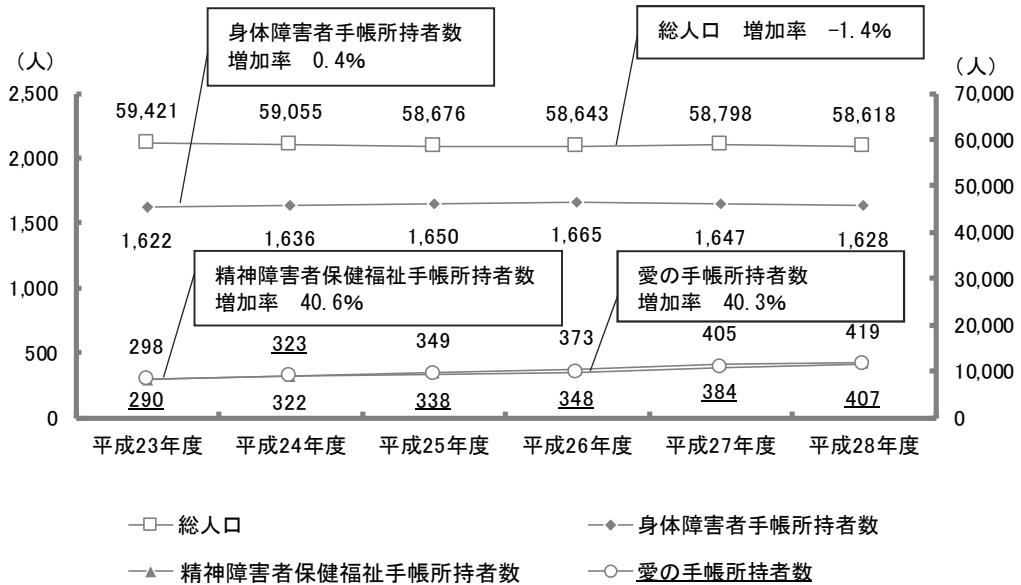
※受給者がいない疾患は非掲載

疾病名	受給者数
ライソゾーム病(ファブリー病含む)	3
ミトコンドリア病	2
リンパ脈管筋腫症(LAM)	1
黄色靭帯骨化症	4
間脳下垂体機能障害	13
進行性筋ジストロフィー	1
ネフローゼ症候群	9
シェーグレン症候群	8
多発性嚢胞腎	1
特発性門脈圧亢進症	1
原発性硬化性胆管炎	3
アレルギー性肉芽腫性血管炎	2
強直性脊椎炎	3
特発性間質性肺炎	7
網膜色素変性症	16
肺動脈性肺高血圧症	1
神経線維腫症(I型/II型)	3
自己免疫性肝炎	16
人工透析を必要とする腎不全	57
先天性血液凝固因子欠乏症等	4
クルーゾン症候群	1
HTLV-1 関連脊髄症	1
フェニルケトン尿症	1
好酸球性副鼻腔炎	1
クロンカイト・カナダ症候群	1
ファロー四徴症	2
顕微鏡的多発血管炎	2
海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1
家族性高コレステロール血症(純接合体)	1
全身性強皮症	2
胆道閉鎖症	1
プラダー・ウィリー症候群	1
下垂体前葉機能低下症	1
進行性核上性麻痺	3
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1
合計	500
平成 27 年度	453

(5) 障害者数の増加率

障害者数の増加率（平成23年度と平成28年度の比較）を、市の総人口の増加率と比較すると、総人口は減少傾向にあり増加率は▲1.4%であるのに対して、身体障害者手帳所持者数は0.4%、愛の手帳所持者数は40.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は40.6%となっています。

【障害者数の増加率】



(6) 児童・生徒の状況

平成 29 年 5 月 1 日現在、市立小学校の特別支援学級に在籍する児童は 46 人、特別支援教室に通う児童は 84 人、通級指導学級に通う児童は 26 人です。市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は 21 人、通級指導学級に通う生徒は 45 人です。

また、近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数（市内に特別支援学校がないため）は、小学生 22 人、中学生 17 人、高校生 23 人です。

その他、学童クラブでは、61 人の障害児を受け入れています。

【市立小学校の特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童数】

(単位：人)

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
特別 支援 学級	福生第一小学校 (ひまわり学級)	1	5	4	4	2	4	20
	福生第二小学校 (くまがわ学級)	2	4	2	5	1	8	22
	福生第六小学校 (かめのこ学級)	2	1	1	0	0	0	4
	計	5	10	7	9	3	12	46
特別 支援 教室	福生第一小学校	1	0	2	1	0	0	4
	福生第二小学校	3	2	0	4	3	4	16
	福生第三小学校	2	1	0	7	6	5	21
	福生第四小学校	0	2	0	0	1	1	4
	福生第五小学校	0	4	7	0	2	1	14
	福生第六小学校	2	5	4	3	1	7	22
	福生第七小学校	0	0	0	2	1	0	3
計	8	14	13	17	14	18	84	
導 通 級 指 導 学 級	福生第七小学校 (ことばの教室)	5	5	9	3	2	2	26
合 計		18	29	29	29	19	32	156

※平成 29 年 5 月 1 日現在

【市立中学校の特別支援学級・通級指導学級の児童数】

(単位：人)

		1年	2年	3年	合計
援学級 特別支	福生第一中学校 (8組)	6	9	6	21
	福生第二中学校 (福二学級)	7	8	7	22
通級指導学級	福生第三中学校 (せせらぎ学級)	4	10	9	23
	計	11	18	16	45
合計		17	27	22	66

※平成 29 年 5 月 1 日現在

【近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数】

(単位：人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学生	6	4	2	3	5	2	22
中学生	3	5	9	—	—	—	17
高校生	7	10	6	—	—	—	23
合計	16	19	17	3	5	2	62

※平成 29 年 5 月 1 日現在

(7) 就学前の子どもの状況

就学前の子どものうち、教育・保育施設での障害児の受入れ人数は次のとおりです。

(単位：人)

	人数
幼稚園	2
認定こども園	0
保育園	35
合計	37

※平成 29 年 5 月 1 日現在

課題

- ①障害者範囲の拡大によるサービス情報提供の強化
- ②障害者の高齢化に伴うサービス等の改善及び関係機関との更なる連携
- ③障害児に対するサービス等の改善及び関係機関との更なる連携

2 障害福祉サービスの利用状況（第4期計画期間）

（1）障害福祉サービス・相談支援

① 訪問系サービス

サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人(平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大)に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ・食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

計画値と利用実績値（月あたり）

		平成27年度			平成28年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
訪問系サービス	人	84	103	122.6%	86	114	132.6%
	時間	2,280	2,743	120.3%	2,335	2,702	115.7%

【概括】

訪問系サービスについては、利用実績が計画値を上回っています。

② 日中活動系サービス

サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者に、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者及び精神障害者に、食事や家事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

計画値と利用実績値（月あたり）

		平成 27 年度			平成 28 年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
生活介護	人	93	93	100.0%	95	99	104.2%
	日	1,674	1,851	110.6%	1,710	1,889	110.5%
自立訓練（機能訓練）	人	3	0	0.0%	3	0	0.0%
	日	42	0	0.0%	42	0	0.0%
自立訓練（生活訓練）	人	3	2	66.7%	3	4	133.3%
	日	60	23	38.3%	60	53	88.3%
就労移行支援	人	19	15	79.0%	22	18	81.8%
	日	247	211	85.4%	286	258	90.2%
就労継続支援（A型）	人	7	6	85.7%	8	7	87.5%
	日	126	112	88.9%	144	131	91.0%
就労継続支援（B型）	人	91	91	100.0%	95	98	103.2%
	日	1,365	1,556	114.0%	1,425	1,526	107.1%
療養介護	人	7	6	85.7%	7	5	71.4%
	日	136	162	119.1%	136	242	177.9%

【概括】

「生活介護」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」は、概ね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。

また、「短期入所(ショートステイ)」は、利用実績が計画値を上回っています。一方、「自立訓練（機能訓練）」は目標量を定めていたものの、平成 27・28 年度とも利用実績は 0 人でした。

③ 居住系サービス

サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

計画値と利用実績値（月あたり）

		平成 27 年度			平成 28 年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
共同生活援助（定員）	人	90	94	104.4%	90	94	104.4%
共同生活援助	人	47	52	110.6%	49	51	104.1%
施設入所支援	人	40	37	92.5%	39	36	92.3%

【概括】

「共同生活援助」、「施設入所支援」とも、概ね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。

④ 相談支援関連

サービスの概要

サービス名		内容
計画相談支援・ 障害児相談支援		障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する障害者（児）に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域 相談 支援	地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害者に対して、外出の同行支援や住居の確保、地域生活への移行等に関する相談などの必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

計画値と利用実績値（月あたり）

		平成 27 年度			平成 28 年度			
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比	
計画相談支援・ 障害児相談支援		人	56	62	110.7%	56	61	108.9%
地域 相談 支援	地域移行支援	人	1	0	0.0%	2	0	0.0%
	地域定着支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%

【概括】

「計画相談支援・障害児相談支援」は、概ね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。一方、「地域相談支援」は目標量を定めていたものの、平成 27・28 年度とも利用実績は 0 人でした。

(2) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

市民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

(単位：件/年)

平成 27 年度			平成 28 年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
15	15	100.0%	15	16	106.7%

【概括】

公民館における障害者差別解消法講座、地域福祉講座及び市役所内における障害者施設による物品販売を行い、市民に対して、障害者理解の促進と啓発を図り、概ね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。

② 自発的活動支援事業

障害者、その家族、市民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

(単位：件/年)

平成 27 年度			平成 28 年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
8	15	187.5%	9	14	155.6%

【概括】

当事者会及び家族会の活動を支援し、障害者等の社会参加の促進を図り、利用実績が計画値を上回っています。

③ 相談支援事業

事業の概要

事業名	内容
障害者相談支援事業	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います（自立支援協議会の運営も含む）。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

計画値と利用実績値（年あたり）

		平成 27 年度			平成 28 年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	基幹相談支援センター	有	無	0.0%	有	無	0.0%
	自立支援協議会	有	有	100.0%	有	有	100.0%
市町村相談支援機能強化事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%

【概括】

「障害者相談支援事業」は、計画どおり 3 箇所の設置となっています。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害等で判断が不十分な人について、成年後見制度の利用を支援するため、その費用の助成等を行います。

（単位：人/年）

平成 27 年度			平成 28 年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
1	0	0.0%	1	0	0.0%

【概括】

「成年後見制度利用支援事業」は目標量を定めていたものの、平成 27・28 年度とも利用実績は 0 人でした。

⑤ 意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

（単位：人/年）

平成 27 年度			平成 28 年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
50	63	126.0%	50	50	100.0%

【概括】

「手話通訳者等派遣事業」は、概ね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業等の充実を図るため、手話奉仕員養成研修を実施し、手話奉仕員の確保をしていきます。

（単位：上段=回/年、下段=人/年）

平成 27 年度			平成 28 年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
1	1	100.0%	1	1	100.0%
8	5	62.5%	10	4	40.0%

【概括】

「手話奉仕員養成研修事業」は、計画どおりに実施しましたが、研修参加者数は計画値を下回っています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

(単位：件/年)

	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
介護・訓練支援用具	3	7	233.3%	3	4	133.3%
自立生活支援用具	15	21	140.0%	15	8	53.3%
在宅療養等支援用具	10	12	120.0%	10	6	60.0%
情報・意思疎通支援用具	20	10	50.0%	20	16	80.0%
排せつ管理支援用具	1,150	1,045	90.9%	1,250	1,121	89.7%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	1	50.0%	2	3	150.0%

【概括】

「情報・意思疎通支援用具」、「排せつ管理支援用具」は、概ね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。また、「介護・訓練支援用具」、「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」は利用実績が計画値を上回っています。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活と社会参加を促進します。

(単位：上段=人/年、下段=時間/年)

平成 27 年度			平成 28 年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
54	60	111.1%	56	51	91.1%
648	751	115.9%	672	775	115.3%

【概括】

「移動支援事業」は、概ね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。

⑨ 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

(年あたり)

		平成 27 年度			平成 28 年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
市内 (Ⅰ・Ⅱ型)	箇所	3	2	66.7%	3	2	66.7%
	人	70	60	85.7%	70	60	85.7%
市外 (Ⅲ型)	箇所	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人	2	0	0.0%	2	0	0.0%

【概括】

「地域活動支援センター」のうち、「市内 (Ⅰ・Ⅱ型)」は計画値を3箇所と定めていたものの2箇所の設置となっています。「市外 (Ⅲ型)」は計画値を1箇所と定めていたものの計画値に達していない状況です。

⑩ 任意事業

事業の概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害者等に日中の活動・訓練の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
声の広報・市議会だより発行事業	視覚障害者を対象に、広報や市議会だよりの内容を収録した音声データ (デイジー方式・CD版) を届けます。また、広報紙にSPコードを貼付して利便性の向上を図ります。
重度身体障害者 (児) 訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、在宅の重度身体障害者 (児) の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
重度身体障害児入浴サービス事業	福祉センターの特殊浴槽を活用してサービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。
更生訓練費支給事業	社会復帰等を目的として自立訓練施設等において更生訓練を行う障害者を対象に、訓練費を支給します。
自動車運転教習助成事業	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転免許証取得にかかる費用を助成します。
自動車改造費助成事業	自らが所有し、運転している自動車の一部を改造する必要がある人に、その改造費の助成を行います。

計画値と利用実績値

		平成 27 年度			平成 28 年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
更生訓練費支給事業	人/年	1	1	100.0%	1	2	200.0%
日中一時支援事業	箇所/月	3	3	100.0%	3	1	33.3%
	人/月	3	3	100.0%	3	1	33.3%
声の広報・市議会だより発行事業	人/月	15	12	80.0%	15	12	80.0%
重度身体障害者(児)訪問入浴サービス事業	箇所/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人/月	2	3	150.0%	2	2	100.0%
重度身体障害児入浴サービス事業	箇所/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%
自動車運転教習助成事業	件/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%
自動車改造費助成事業	件/年	1	0	0.0%	1	1	100.0%

課 題

- ①地域移行に向けた支援等の情報提供と関係機関との連携
- ②相談支援事業の機能の充実
- ③必要な障害福祉サービスが円滑に利用できるようにするための周知方法の充実と関係機関との連携
- ④成年後見制度利用支援事業等、権利擁護制度の周知と関係機関との連携
- ⑤手話通訳奉仕員登録者数の拡大による意思疎通支援事業の充実

3 平成 29 年度の成果目標の達成状況

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行等の課題に対応していくため、本市では、国の基本指針等を踏まえ、平成 29 年度を目標年度とする成果目標を設定しました。その達成状況は次のとおりです。

(1) 入所施設から地域生活への移行促進

【基準】平成 25 年度末現在の施設入所者数 40 人

成果目標	目標値	実績値	考え方
地域生活移行者数	5 人	0 人	施設入所者のうち、平成 29 年度末までに地域生活へ移行する人の数
施設入所者削減数	2 人	5 人	平成 29 年度末時点までに削減する施設入所者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行促進

① 福祉施設から一般就労への移行者の増加

【基準】平成 24 年度の一般就労移行者数 6 人

成果目標	目標値	実績値	考え方
一般就労移行者数の増加	12 人	6 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

【基準】平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数 16 人

成果目標	目標値	実績値	考え方
就労移行支援事業利用者数の増加	26 人	16 人	平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数

③ 就労移行支援事業所における就労移行率の増加

【基準】平成 29 年度末の就労移行支援事業所数 4 箇所

【基準】平成 29 年度末の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数 3 箇所

成果目標	目標値	実績値	考え方
就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合の増加	75.0%	33.3%	平成 29 年度末の就労移行支援事業所数のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合

※実績値はいずれも平成 28 年度末現在

【概括】

施設入所者は 5 人削減し、目標値を上回りましたが、地域生活移行者は実績がありませんでした。福祉施設から一般就労への移行については、人数が横ばいとなっており、目標値を下回りました。

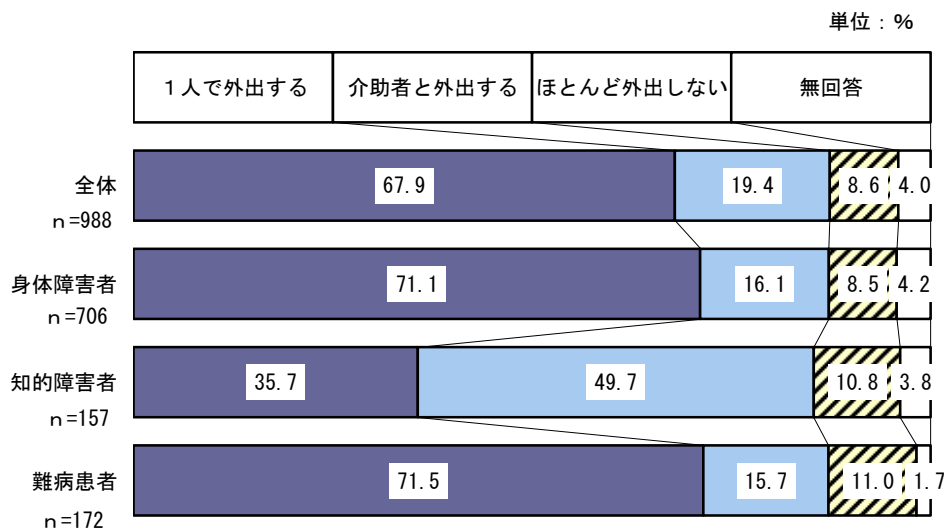
4 障害者生活実態調査結果

*本項の内容は、平成28年12月に実施した「福生市障害者生活実態調査」の結果の中から、ポイントとなる部分を抜き出してまとめたものです。

(1) 日常生活について

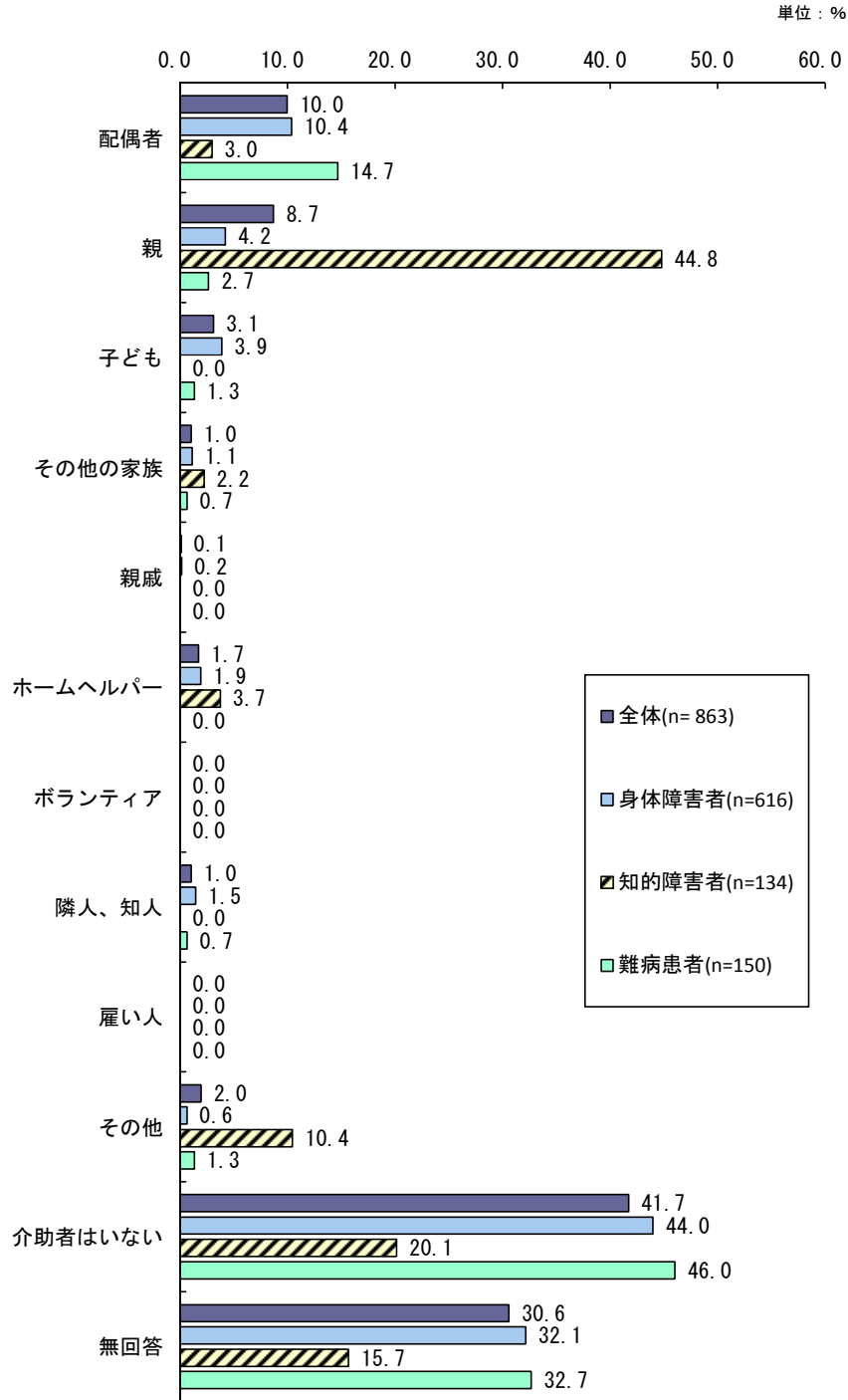
【買い物や趣味、遊び、散歩などの外出状況】

身体障害者、難病患者では「1人で外出する」が7割を超えて最も多くなっている一方、知的障害者では「介助者と外出する」(49.7%)が最も多くなっています。



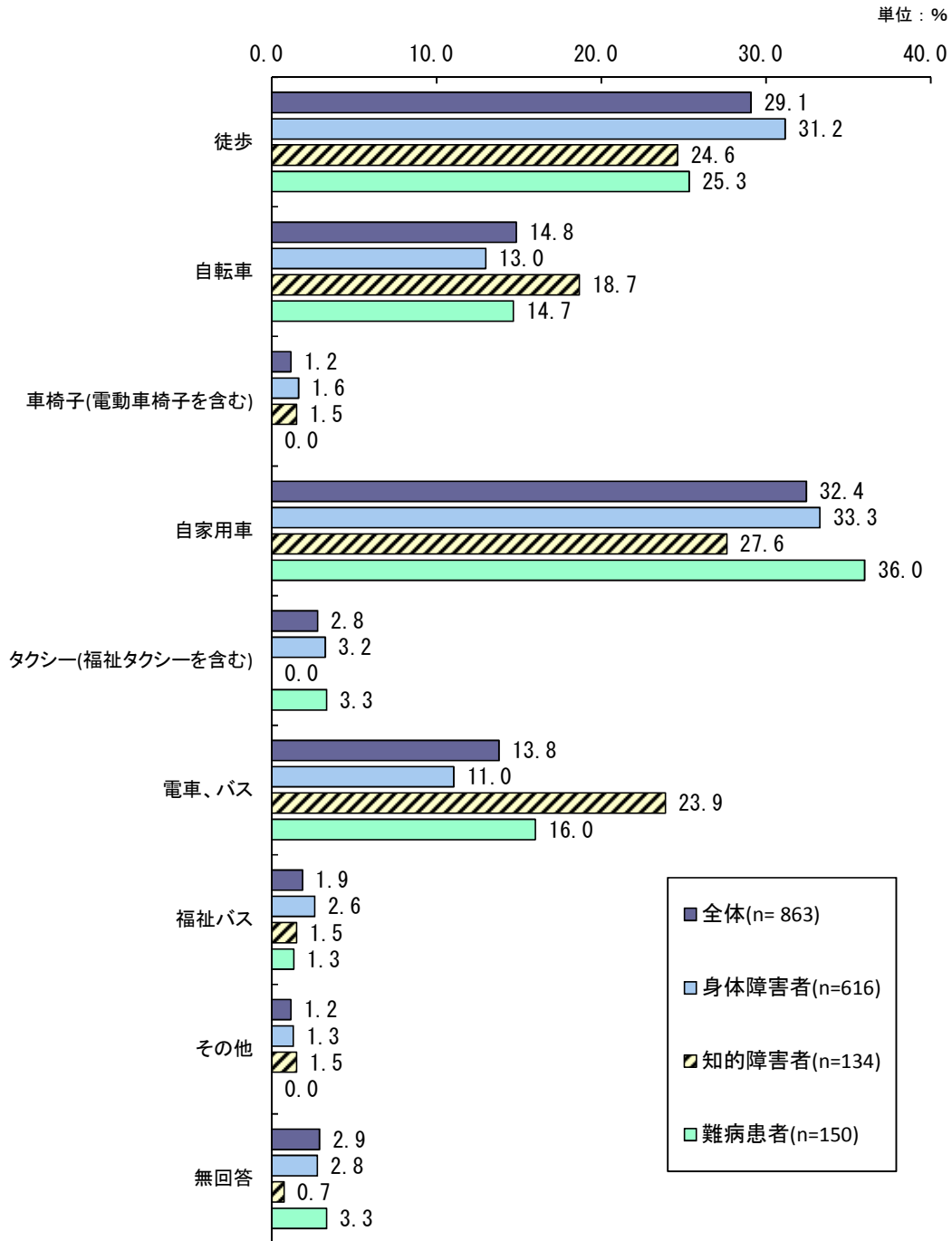
【外出時の主な介助者】

身体障害者、難病患者では「介助者はいない」が4割を超えて最も多くなっている一方、知的障害者では「親」(44.8%)が最も多くなっています。



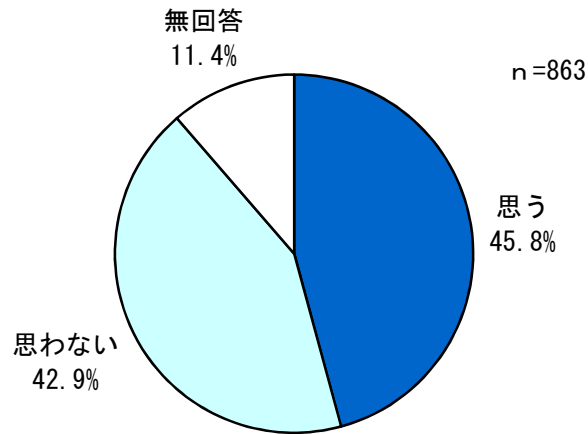
【外出時に最も多い移動方法】

すべての種別で「自家用車」が最も多くなっています(それぞれ 33.3%、27.6%、36.0%)。



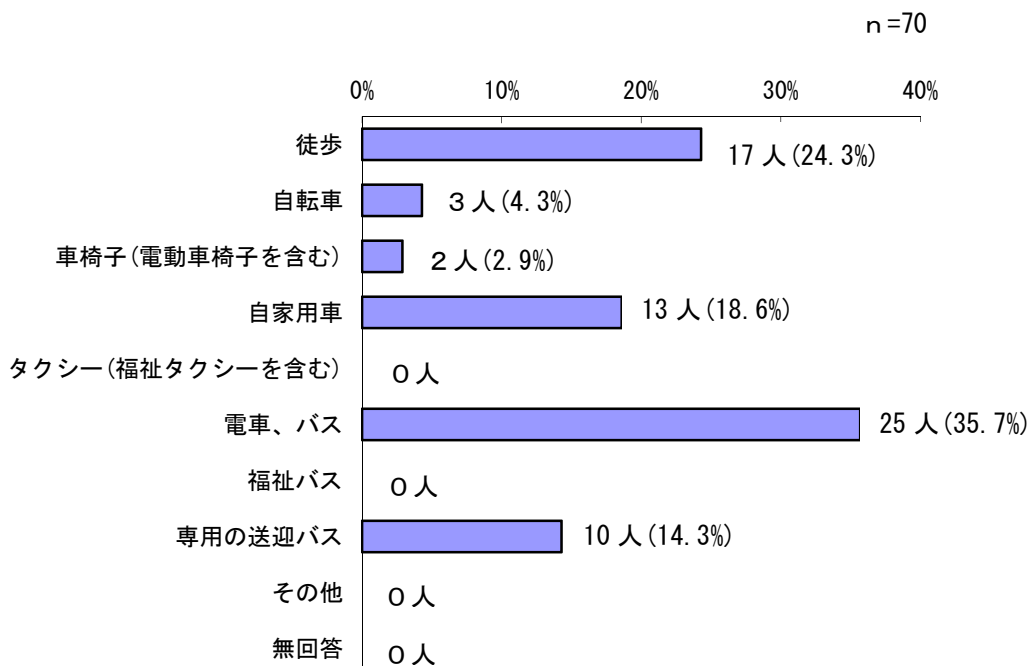
【音響付き信号機の設置希望】

音響付き信号機の設置希望については、あった方がいいと「思う」が 45.8%、「思わない」が 42.9%で、わずかに「思う」が多くなっています。



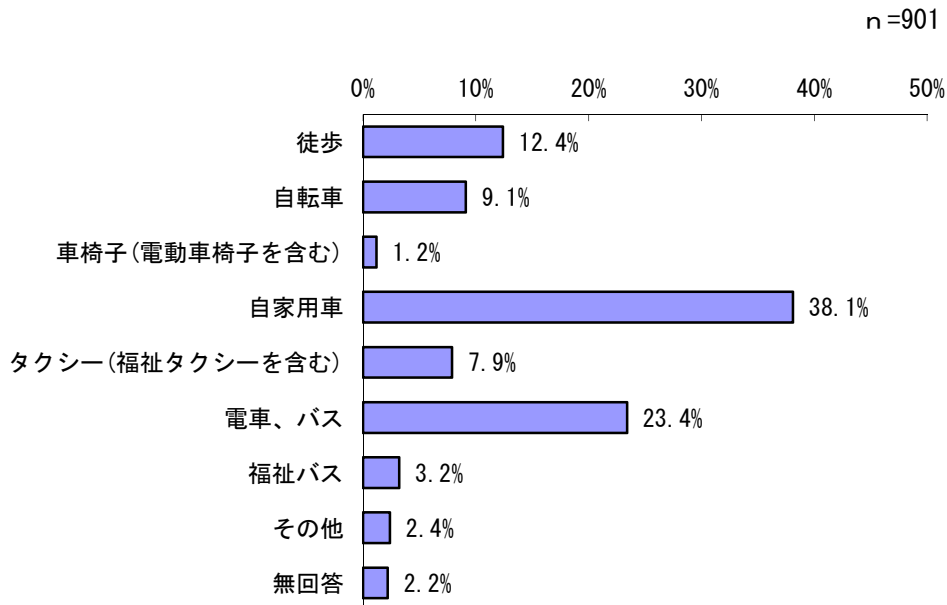
【通学の際の交通手段について】

通学の際の交通手段については、「電車、バス」(70人中25人〔参考値：35.7%〕)が最も多く、次いで「徒歩」(同17人〔参考値：24.3%〕)、「自家用車」(同13人〔参考値：18.6%〕)の順で続いています。



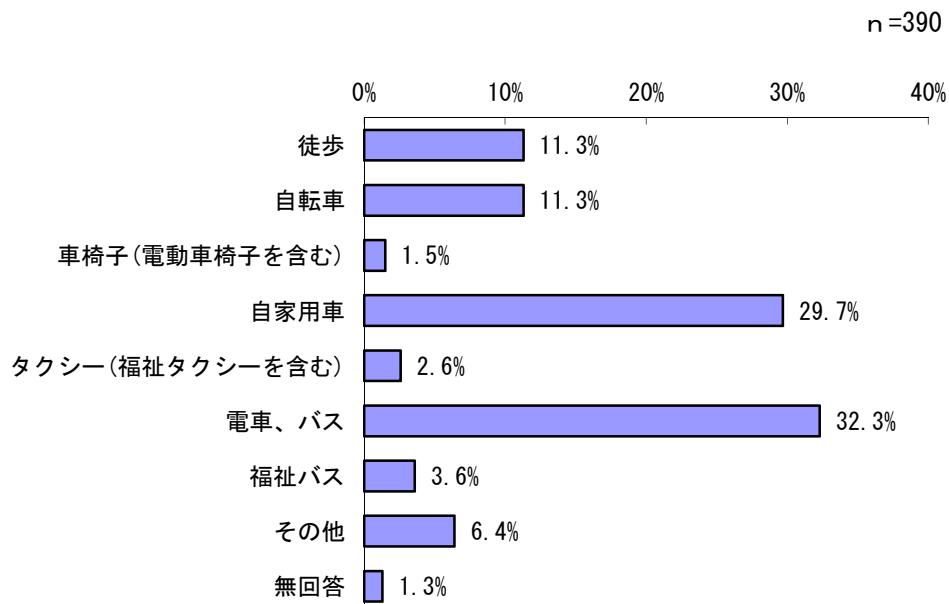
【通院の際の交通手段について】

通院の際の交通手段については、「自家用車」(38.1%)が最も多く、次いで「電車、バス」(23.4%)、「徒歩」(12.4%)の順で続いています。



【通勤または通所の際の交通手段について】

通勤または通所の際の交通手段については、「電車、バス」(32.3%)、「自家用車」(29.7%)が多く、次いで「徒歩」と「自転車」(ともに11.3%)の順で続いています。



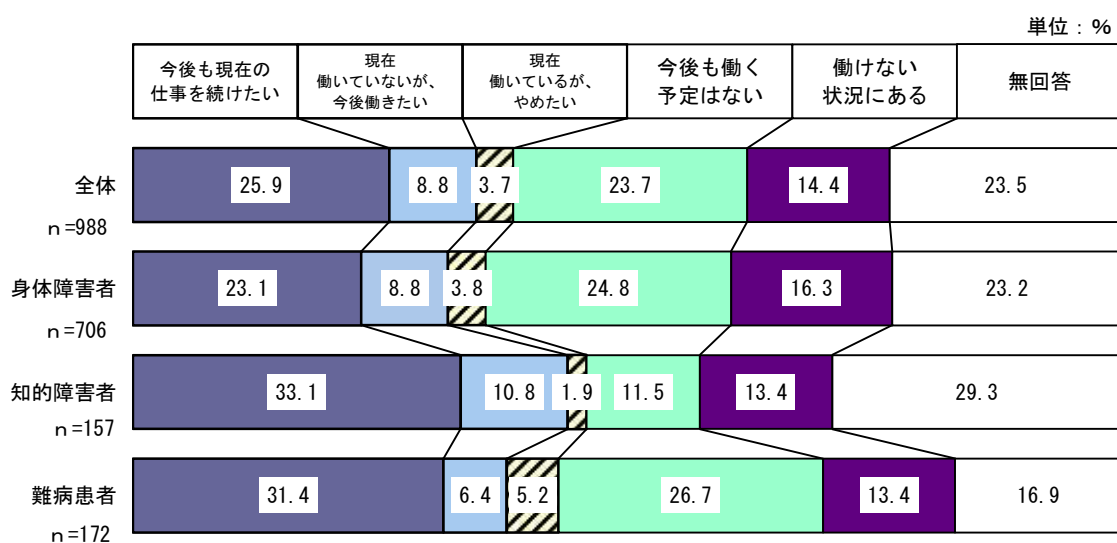
(2) 就労について

【現在の就労状況】

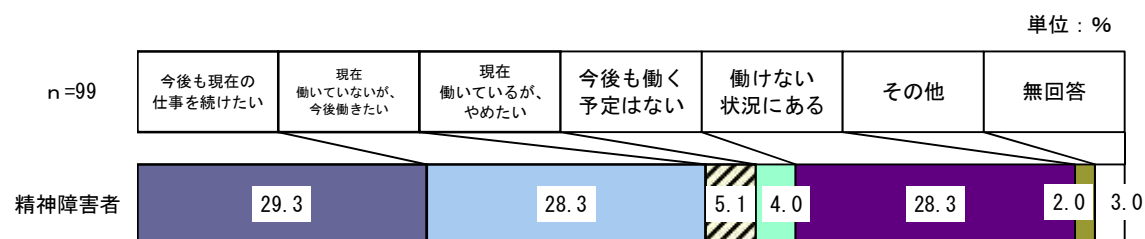
現在の就労状況については、身体障害者では「今後も働く予定はない」が 24.8%と最も多く、知的障害者、難病患者では「今後も現在の仕事を続けたい」が3割を超えて最も多くなっています。

また、精神疾患患者では、「今後も現在の仕事を続けたい」、「現在働いていないが、今後働きたい」、「働けない状況にある」が3割近くと多くなっています。

[身体・知的障害者、難病患者]



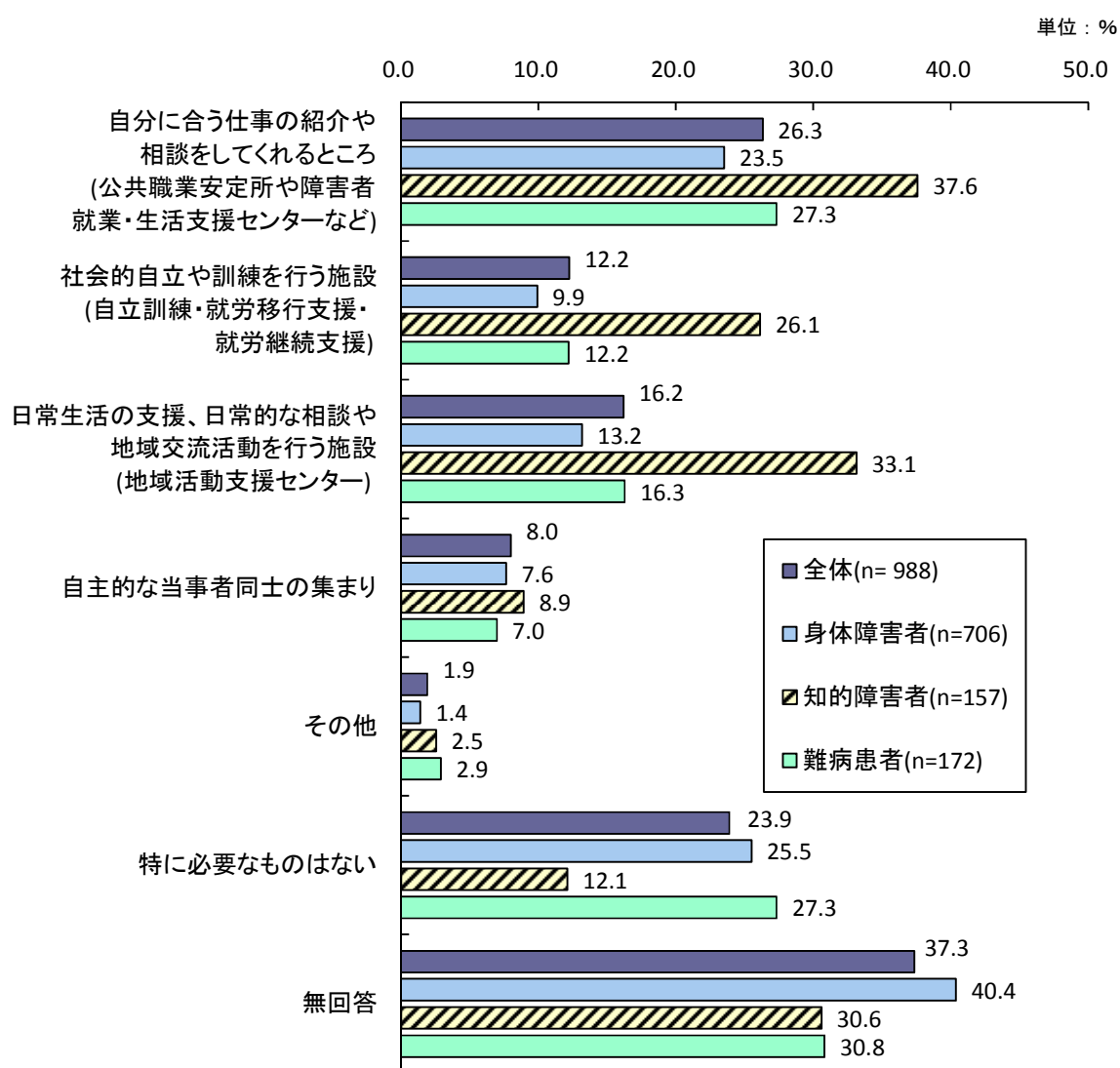
[精神疾患患者]



【「働く場」や「活動の場」を充実させるために必要なもの】

「働く場」や「活動の場」を充実させるために必要なものについては、身体障害者、難病患者では「無回答」（それぞれ40.4%、30.8%）が最も多く、次いで「特に必要なものはない」（それぞれ25.5%、27.3%）が多くなっています（難病患者では「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」も同数）。

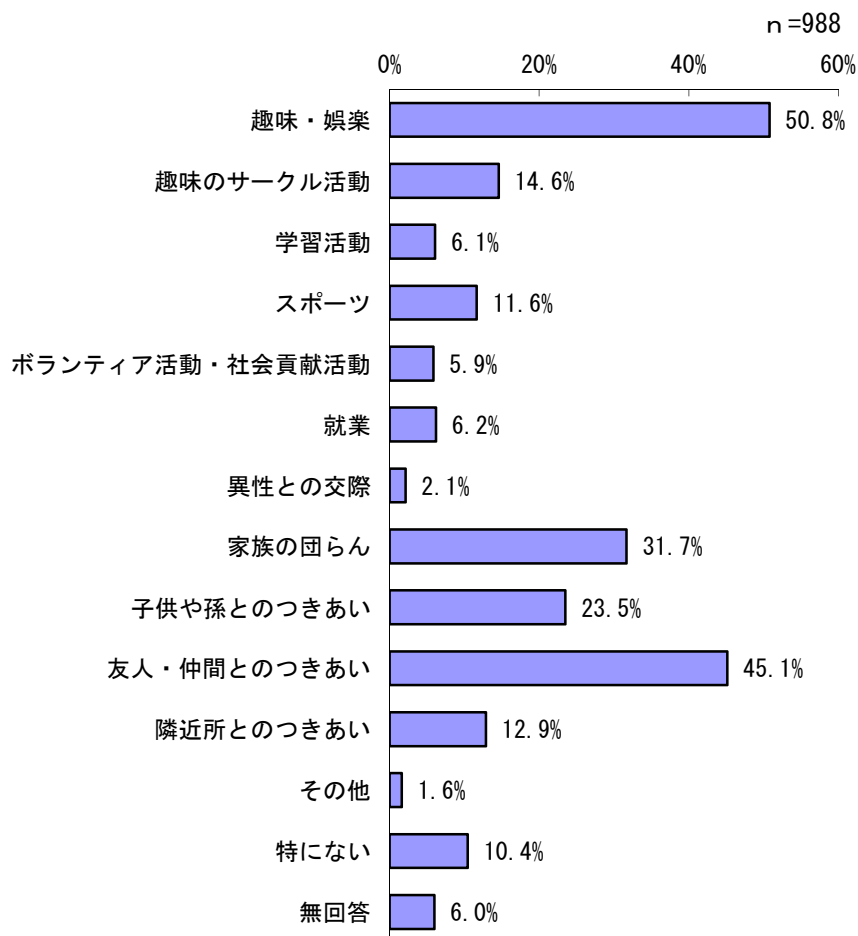
一方、知的障害者では「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」（37.6%）、「日常生活の支援、日常的な相談や地域交流活動を行う施設」（33.1%）が多くなっています。



(3) 日ごろの活動について

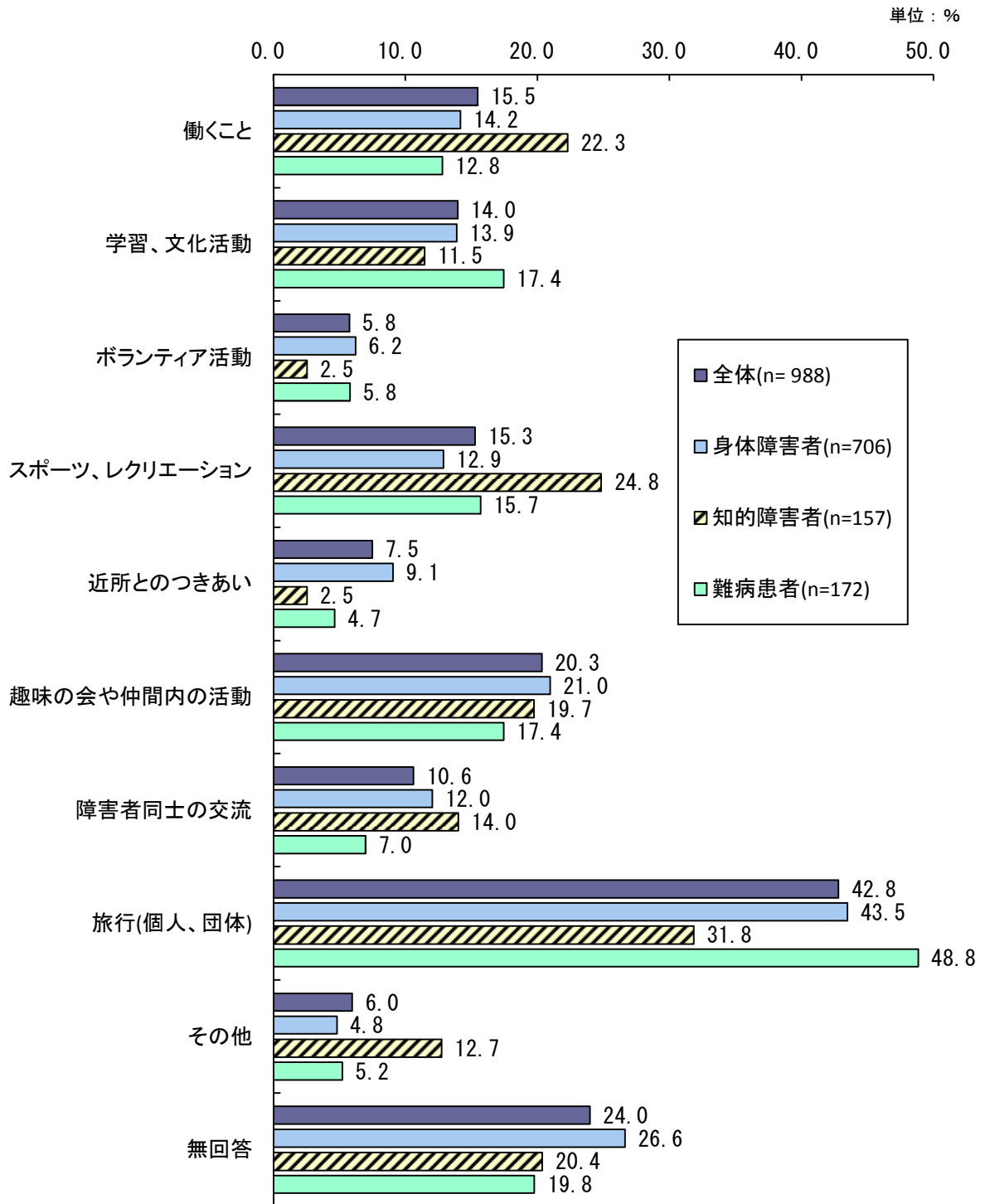
【楽しみや生きがい】

楽しみや生きがいについては、「趣味・娯楽」(50.8%)、「友人・仲間とのつきあい」(45.1%)が多く、次いで「家族の団らん」(31.7%)、「子供や孫とのつきあい」(23.5%)の順で続いています。



【今後やってみたいこと】

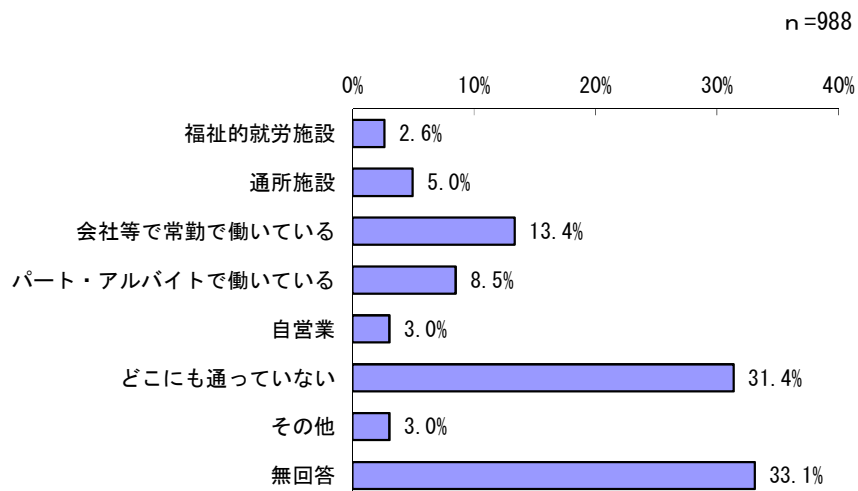
今後やってみたいことについては、すべての種別において「旅行」と回答した人が最も多くなっています。



【社会人の方の昼間通っている場所について】

社会人の方の昼間通っている場所については、回答があった中では、「どこにも通っていない」(31.4%)が最も多く、次いで「会社等で常勤で働いている」(13.4%)、「パート・アルバイトで働いている」(8.5%)の順で続いています。

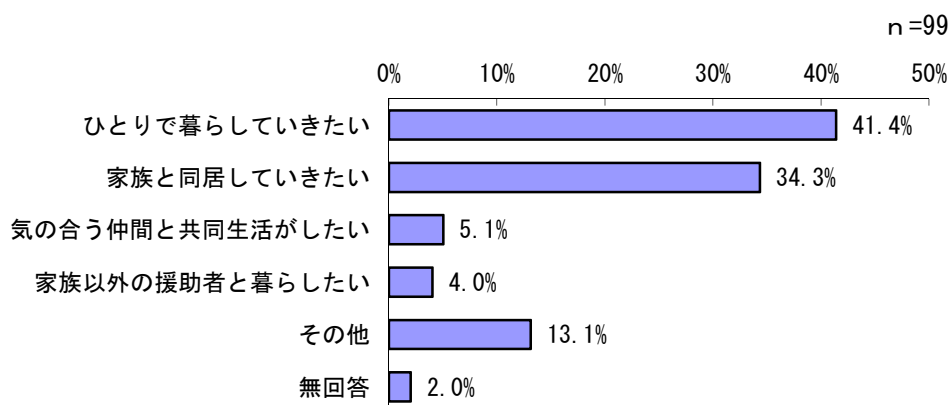
なお、「無回答」(33.1%)が最も多くなっている理由については、“社会人の方”以外の方が回答しなかったためと考えられます。



(4) 住まいについて

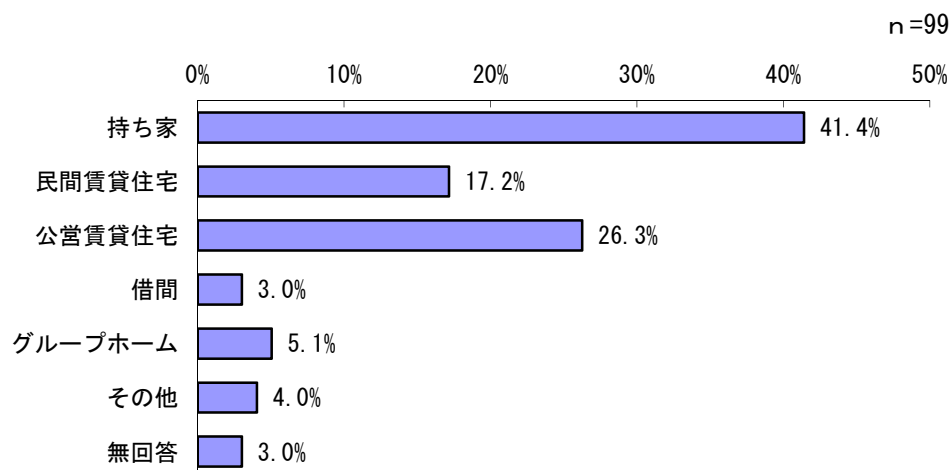
【将来の暮らし方（精神疾患等調査のみ）】

将来の暮らし方については、「ひとりで暮らしていきたい」（41.4%）が最も多く、次いで「家族と同居していきたい」（34.3%）が多くなっています。



【将来の住まい】

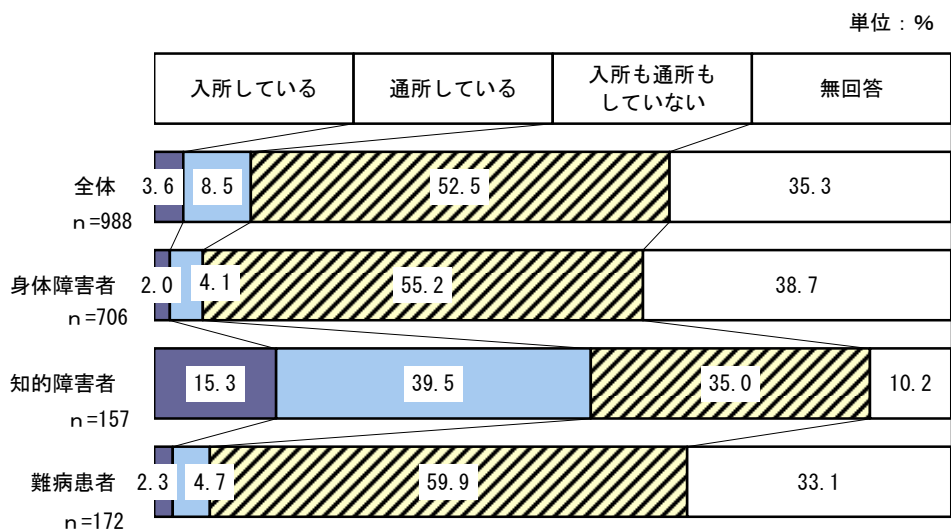
将来の住まいについては、「持ち家」（41.4%）が最も多く、次いで「公営賃貸住宅」（26.3%）、「民間賃貸住宅」（17.2%）の順で多くなっています。



(5) 障害者(児)福祉サービスについて

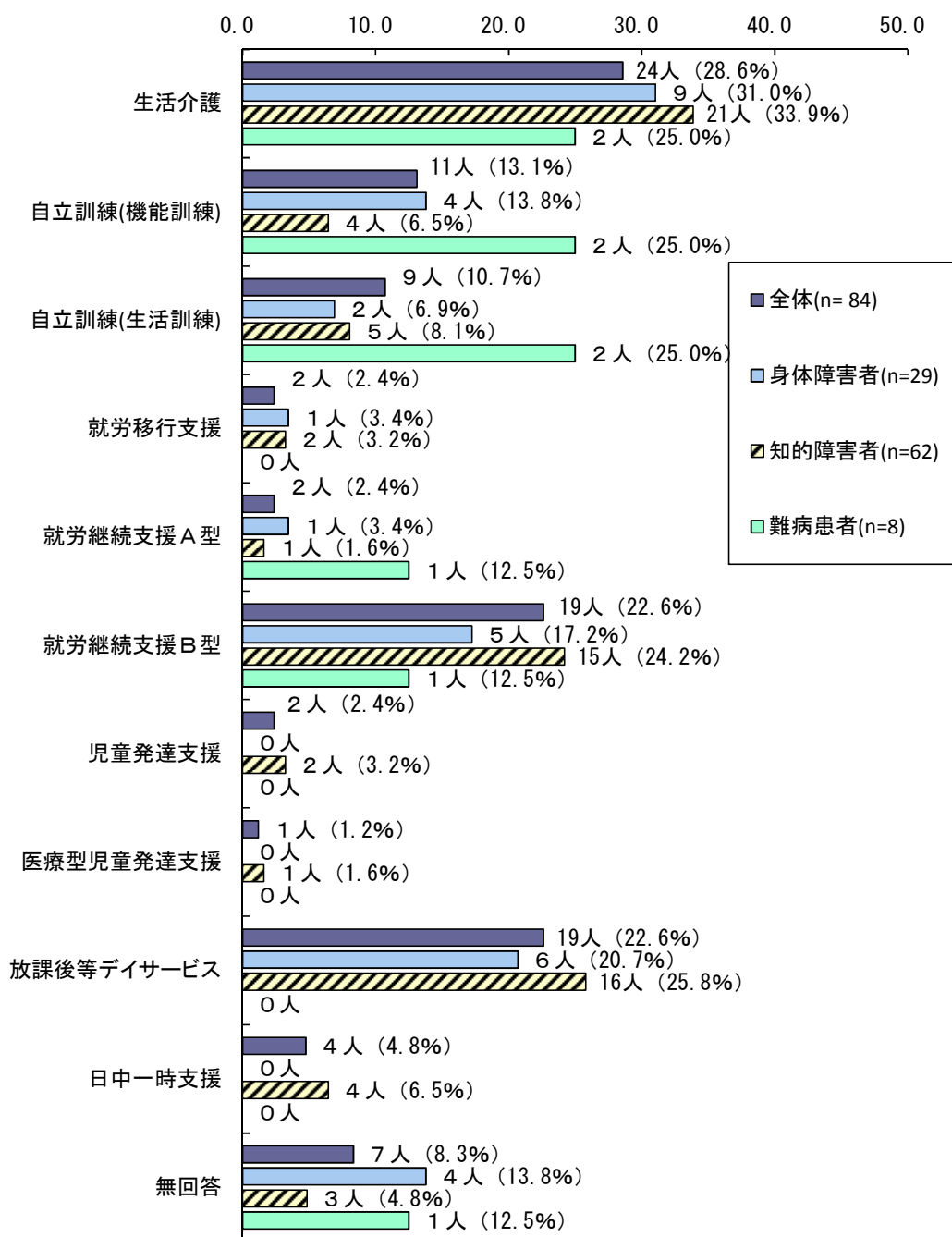
【施設の利用状況】

施設の利用状況については、身体障害者、難病患者では「入所も通所もしていない」が過半数を占めて最も多くなっている一方、知的障害者では「通所している」(39.5%)が最も多くなっています。



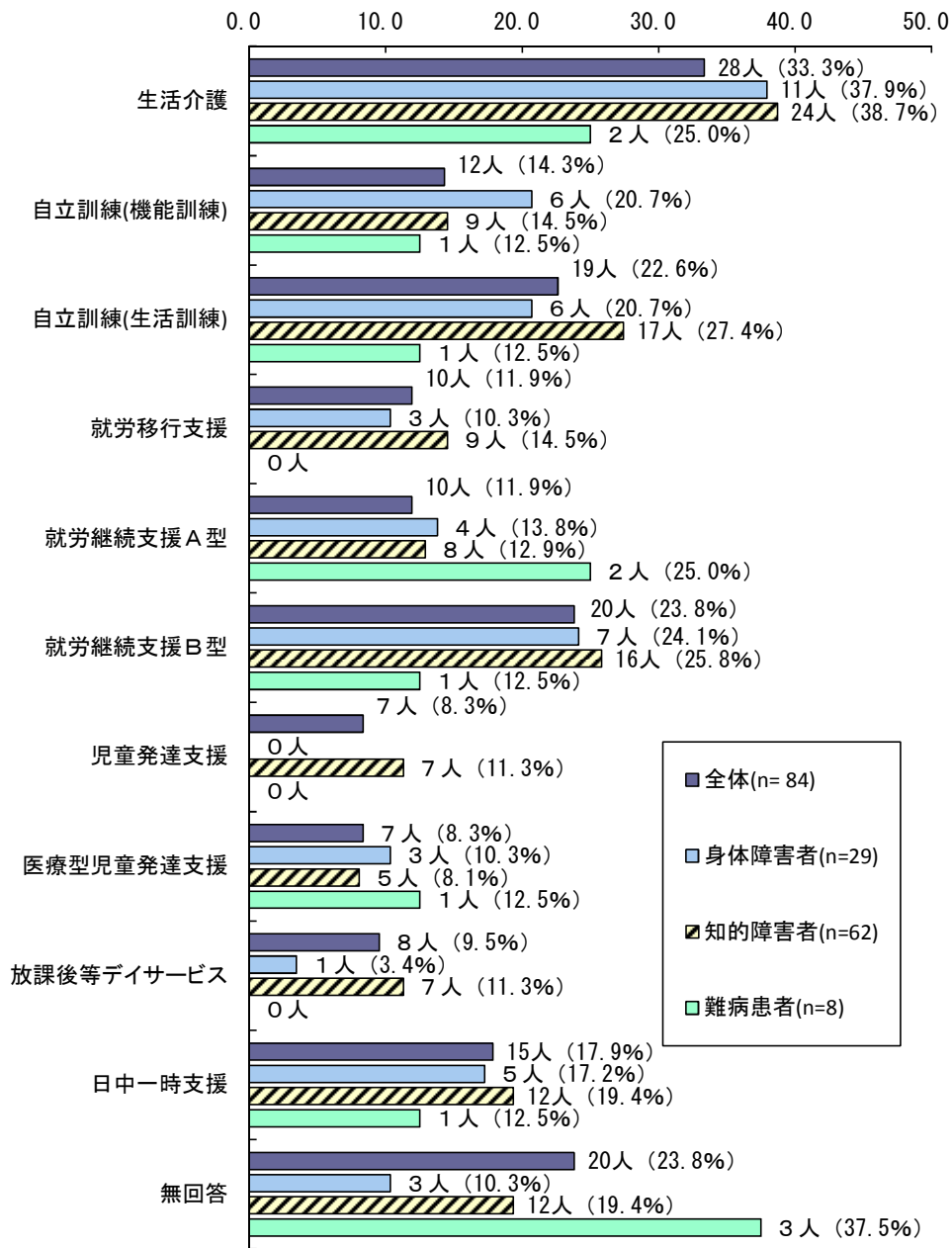
【サービスの利用状況】

「施設の利用状況」に関する調査で「通所している」と回答した人に現在利用中のサービスについて聞いたところ、身体障害者、知的障害者では「生活介護」（それぞれ 29 人中 9 人〔参考値：31.0%〕、62 人中 21 人〔参考値：31.9%〕）が最も多くなっています。一方で、難病患者では「生活介護」と「自立訓練(機能訓練)」と「自立訓練(生活訓練)」(いずれも 8 人中 2 人〔参考値：25.0%〕）が多くなっています。



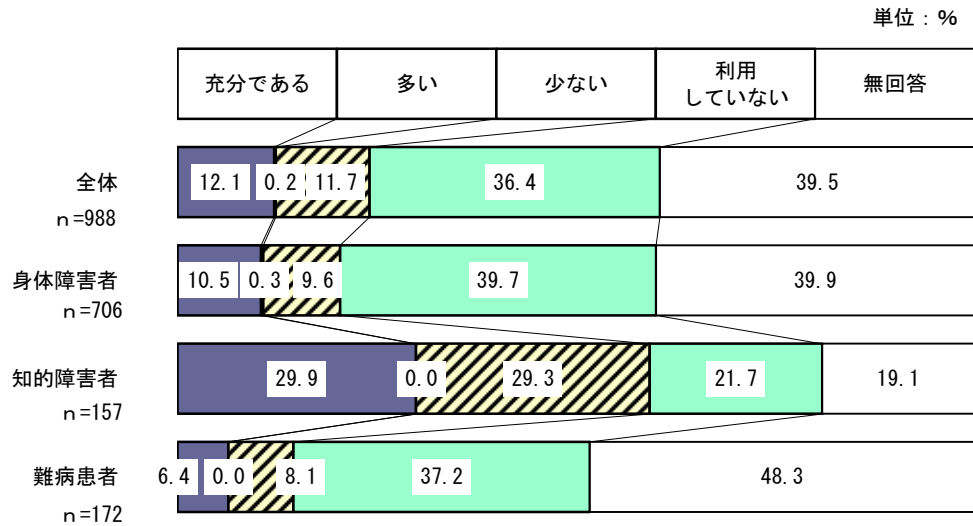
【市内に増やしてほしい事業所】

「施設の利用状況」に関する設問で「通所している」と回答した人に市内に増やしてほしい事業所について聞いたところ、身体障害者、知的障害者では「生活介護」（それぞれ29人中11人〔参考値：37.9%〕、62人中24人〔参考値：38.7%〕）が最も多く、難病患者では「無回答」（8人中3人〔参考値：37.5%〕）が最も多くなっています。



【現在利用しているサービス量について】

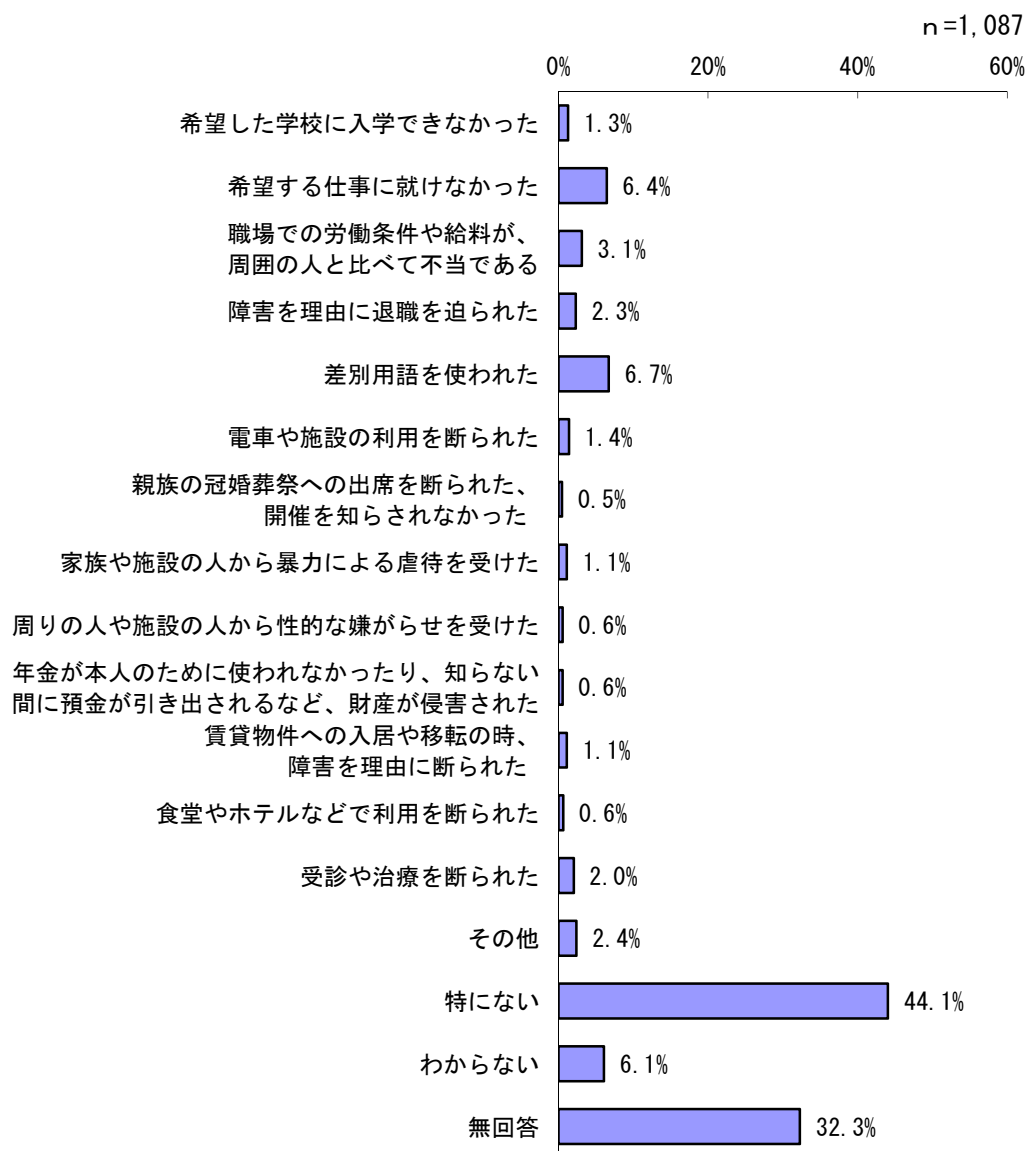
現在利用しているサービス量については、身体障害者、難病患者では「利用していない」が3割台後半で最も多い一方、知的障害者では「充分である」(29.9%)、「少ない」(29.3%)が多くなっています。



(6) その他の福祉サービス等について

【日常生活の中での人権を損なう扱いの有無】

日常生活の中での人権を損なう扱いの有無については、「特にない」(44.1%)、「無回答」(32.3%)が多く、かなりの差があつて「差別用語が使われた」(6.7%)、「希望する仕事に就けなかった」(6.4%)の順で続いています。



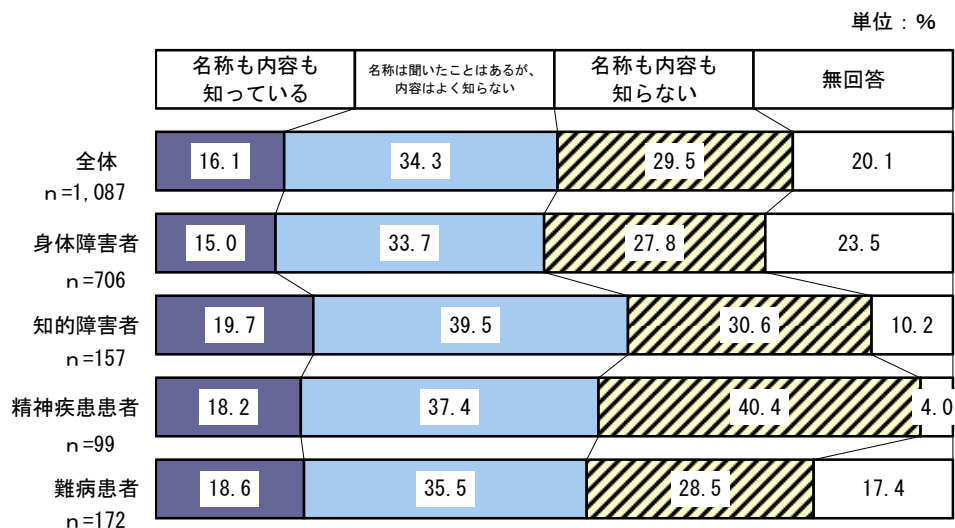
【生活の中での助かった配慮や広めてほしい取組】

調査では、延べ42件の回答がありました。記入内容を項目別にまとめたうち、上位5項目は次のとおりでした。

学校や教育における配慮や取組	10件
障害者等に対する理解	8件
公共施設・道路における配慮や取組	6件
公共交通機関における配慮や取組	4件
情報やコミュニケーションにおける配慮や取組	4件

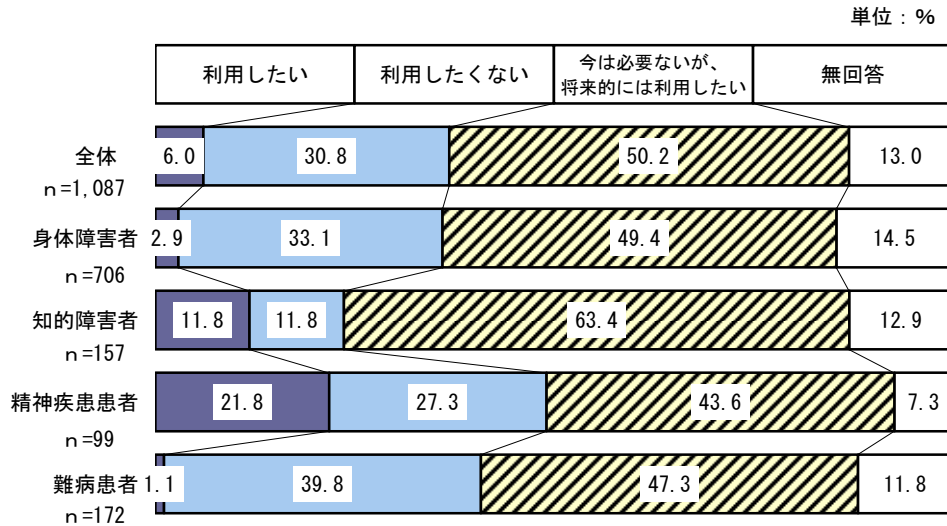
【「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知状況】

「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知状況については、身体障害者、知的障害者、難病患者では、「名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」がそれぞれ3割以上を占めて多くなっています。一方で、精神疾患患者は、「名称も内容も知らない」が40.4%と最も多くなっています。



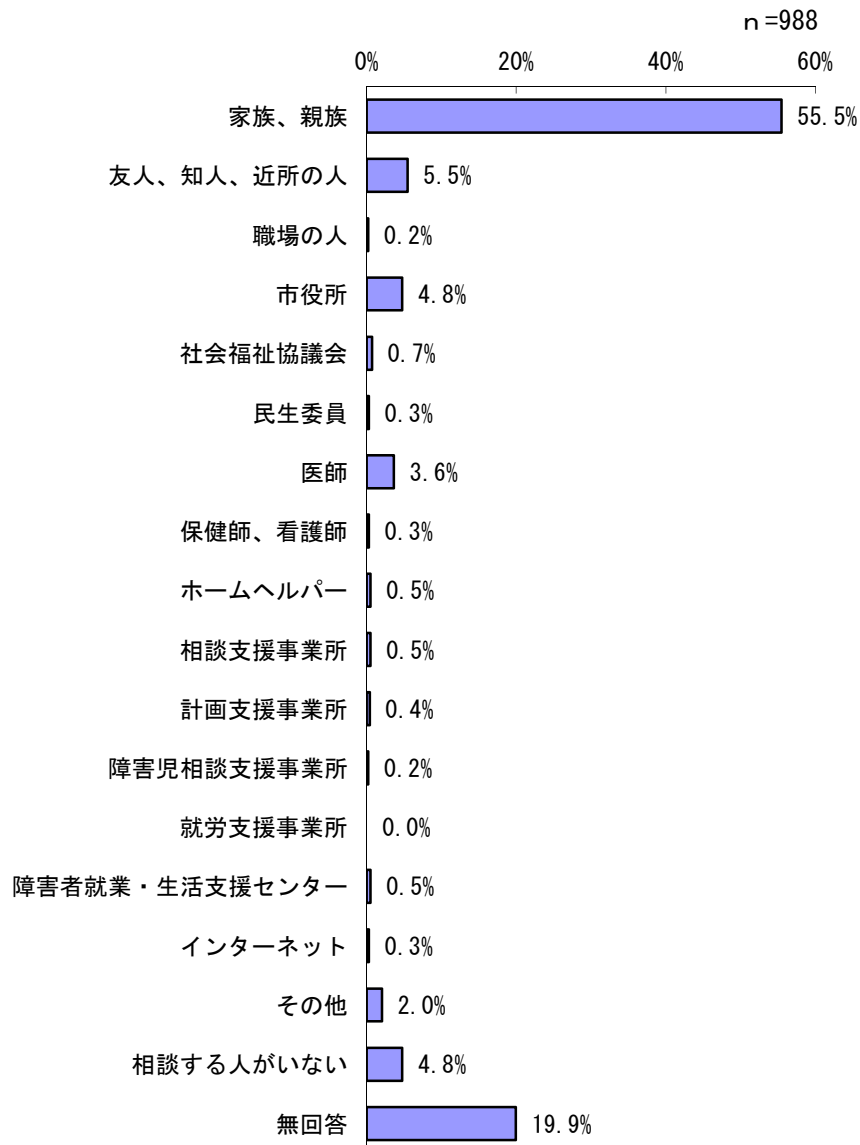
【「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の利用意向】

「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知状況に関する設問で「名称も内容も知っている」または「名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」と回答した人に「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の利用意向について聞いたところ、すべての種別で「今は必要ないが、将来的には利用したい」が4割を超えて最も多く、特に知的障害者では63.4%と高い値になっています。



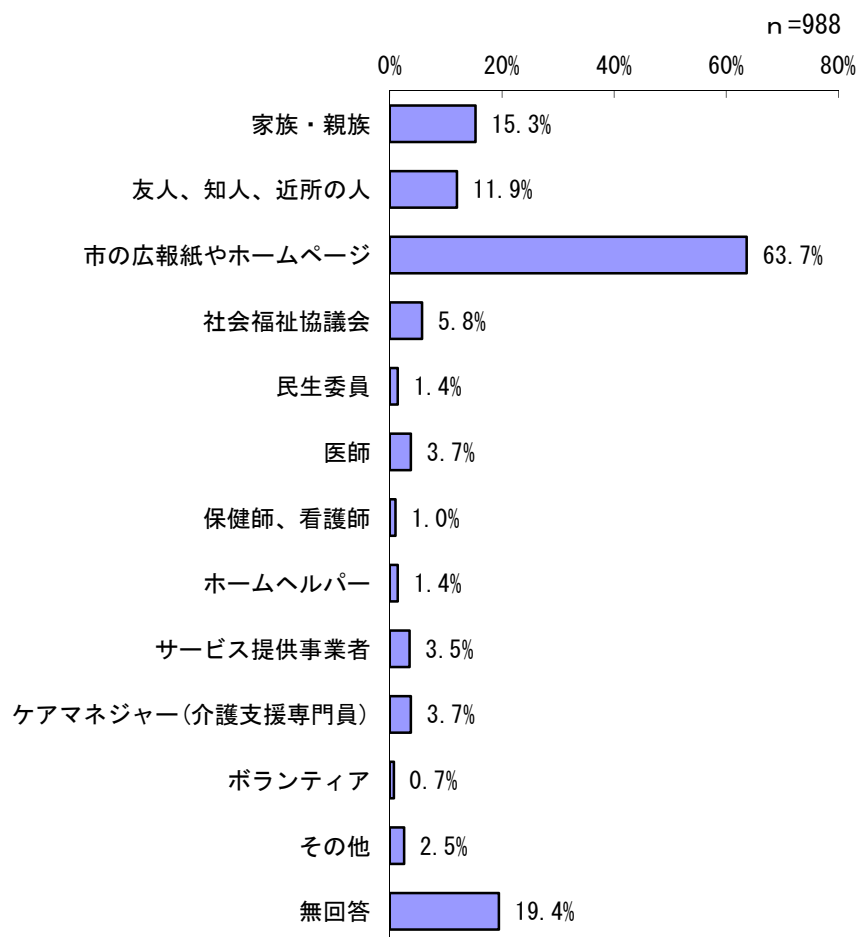
【本人や介助者の相談先】

本人や介助者の相談先については、「家族、親族」(55.5%)が最も多く、かなりの差があって「無回答」(19.9%)、「友人、知人、近所の人」(5.5%)の順で続いています。



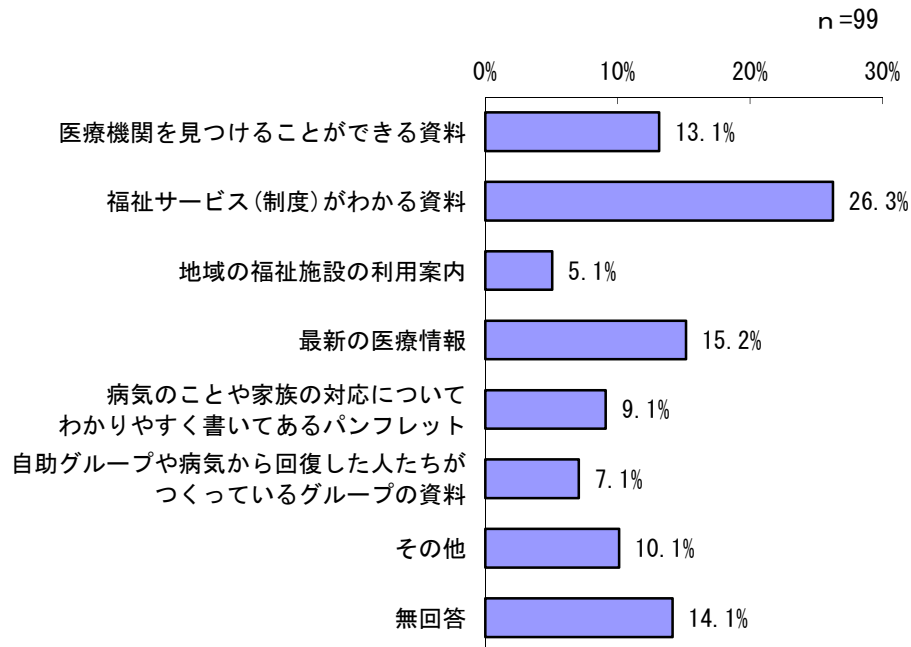
【市の催しなどを知る手段】

市の催しなどを知る手段については、「市の広報紙やホームページ」(63.7%)が最も多く、かなりの差があって「無回答」(19.4%)、「家族・親族」(15.3%)の順で続いています。



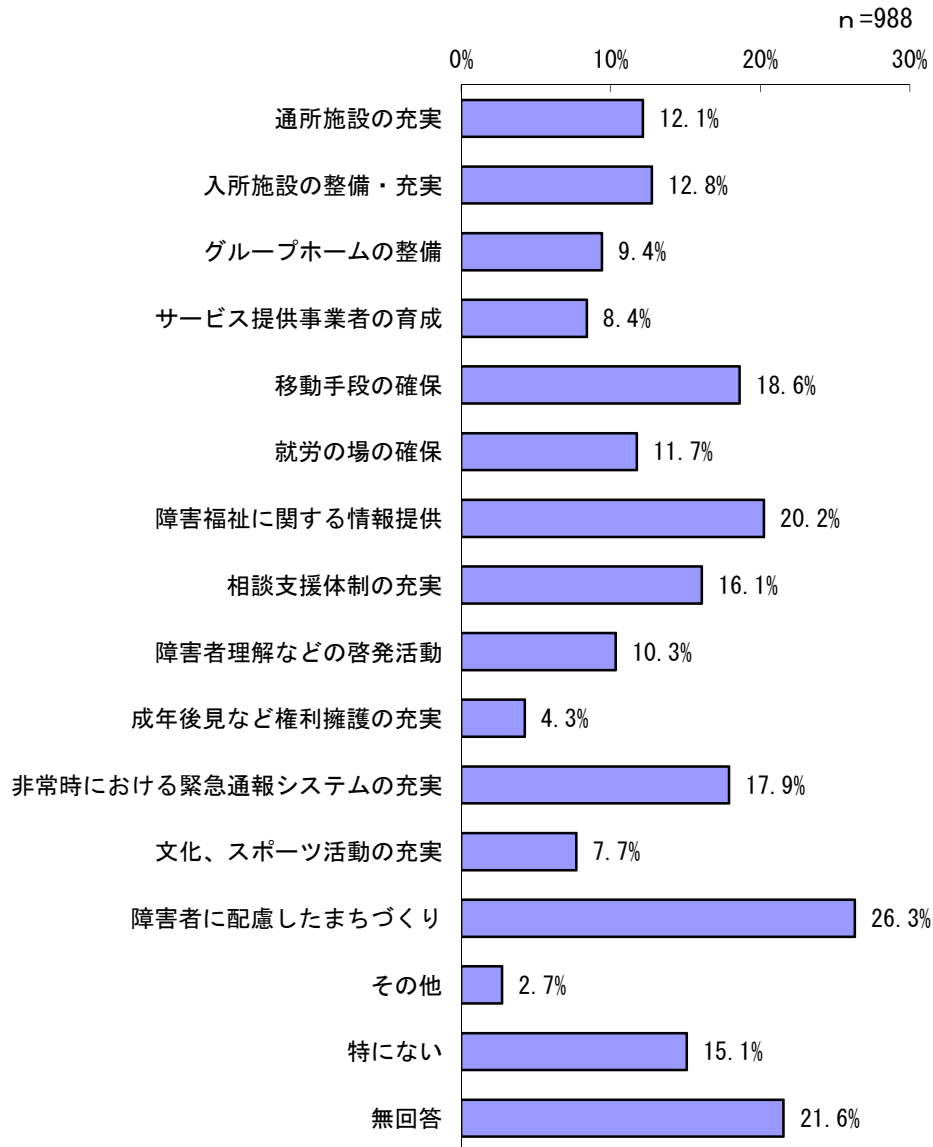
【市役所や保健所などで必要な情報（精神疾患等調査のみ）】

市役所や保健所などで欲しい情報については、「福祉サービス（制度）がわかる資料」（26.3%）が最も多く、次いで「最新の医療情報」（15.2%）、「無回答」（14.1%）の順で続いています。



【市に期待すること】

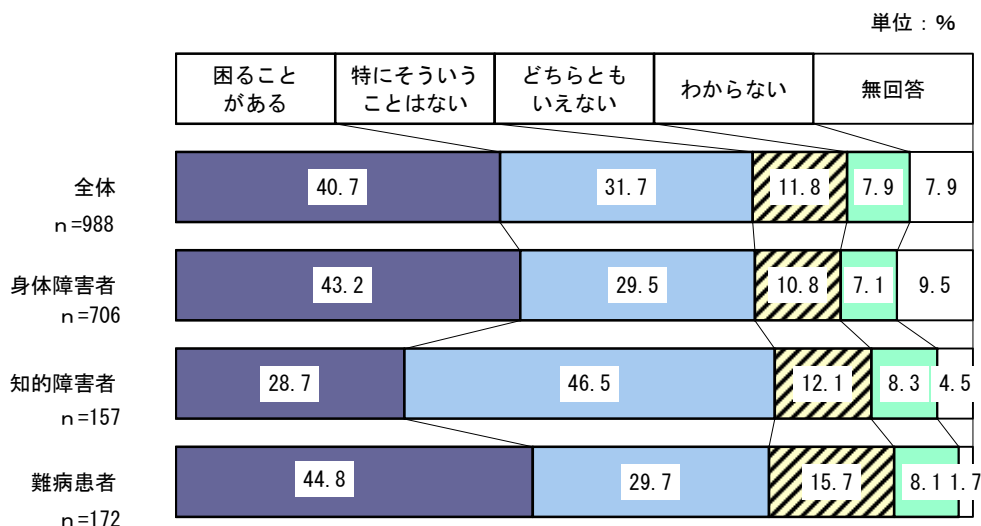
市に期待することについては、「障害者に配慮したまちづくり」(26.3%)が最も多く、次いで「無回答」(21.6%)、「障害福祉に関する情報提供」(20.2%)の順が続いています。



(7) 災害時の対応について

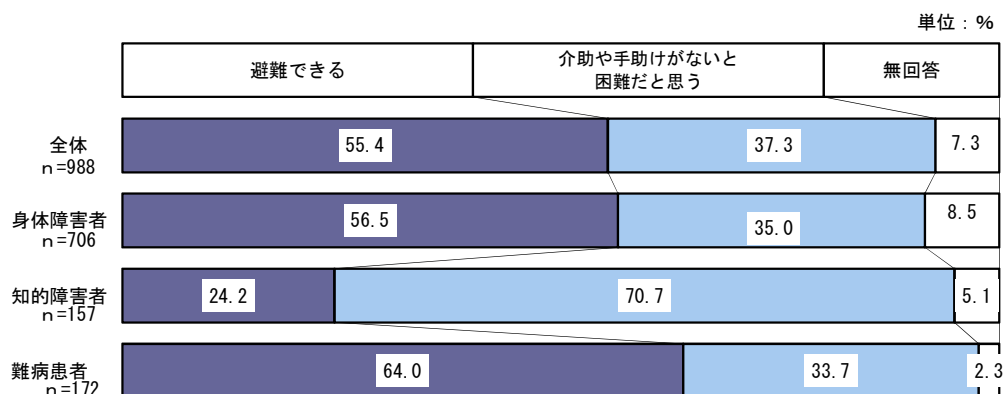
【災害発生時に健康上困ること】

災害発生時に健康上困ることがあるかについては、身体障害者、難病患者では「困ることがある」がそれぞれ4割を超えて最も多くなっています。一方で、知的障害者では「特にそういうことはない」(46.5%)と回答した人が最も多くなっています。



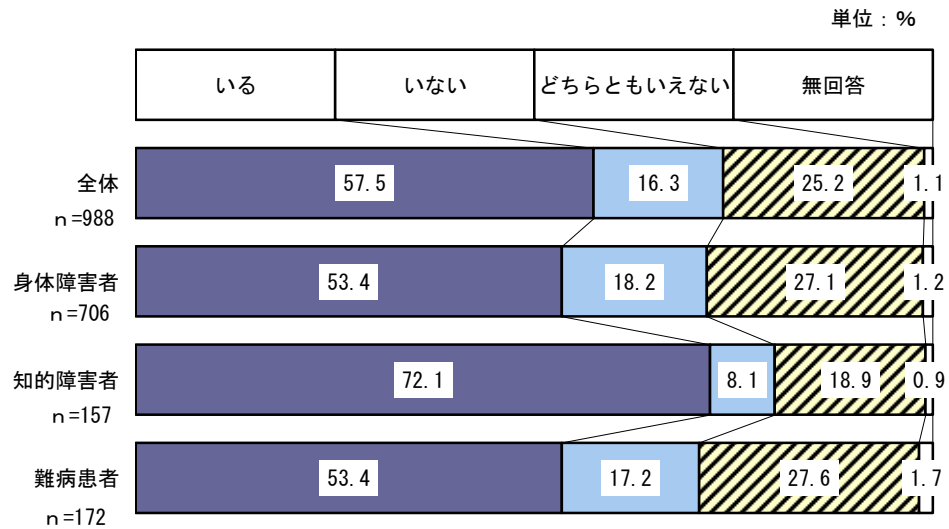
【災害発生時の自力避難の可否】

災害発生時の自力避難の可否については、身体障害者、難病患者では「避難できる」がそれぞれ5割台半ば以上で多くなっています。一方で、知的障害者では「介助や手助けがないと困難だと思う」(70.7%)と回答した人の方が多くなっています。



【避難時に手助けしてくれる人の有無】

「災害発生時の自力避難の可否」に関する設問で「介助や手助けがないと困難だと思う」と回答した人に手助けしてくれる人の有無を聞いたところ、すべての種別で「いる」がそれぞれ過半数以上を占めて多くなっています。





計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

障害者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

上位計画である「福生市総合計画（第4期）後期基本計画」においては、まちづくりの目標である「安心して満ちたまちづくり」の具体的な方針として「人にやさしいノーマライゼーション社会の創出」を掲げています。

また、「第5期福生市地域福祉計画」は、その基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」とし、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としています。

これらのことを踏まえて、福生市障害者計画・第4期障害福祉計画の基本理念を「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」としており、本計画においてもこの考えを引き続き踏襲していくこととします。

【基本理念】



2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

(1) 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

障害の種別にかかわらず、障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制の整備をはじめとして、権利擁護の体制や福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進など、さまざまな生活支援策を講じます。

また、障害者の地域での見守りや災害時に支援する体制づくりを進めます。

(2) 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

障害児が地域の中で健やかに育ち、その能力や個性を最大限に伸ばせるよう、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、障害児を支援するサービスの充実や、受け入れる保育施設、学校施設等の環境の整備に努めます。

また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の推進を図ります。

(3) 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

障害者が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを推進します。社会参加の最たるものとも言える就労については、働く意欲のある人が、自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

また、障害者への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

(4) 障害のある人の地域生活の基盤づくり

障害者の地域生活支援体制を整えるため、「地域活動支援センター」など日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の確保、「生活訓練」など各種支援サービスの実施により、障害者の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。

3 計画の基本視点

計画の「基本理念」や「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくにあたっての基本視点は、『第5期福生市地域福祉計画』の基本視点と密接に連動した次の4つとします。

(1) 希望に満ちた明るいひとづくり／だれにもやさしい安全なまちづくり

障害者が地域の中で安心して自立した生活を送れるよう支援し、人にやさしいまちづくりに努めます。

(2) 潤いのある豊かなくらしづくり／安心に満ちたまちづくり

保健福祉サービスに対するニーズの把握と障害者への情報提供の充実に努めるとともに、適正かつ適切な保健福祉サービスの提供と利用者保護の取組を進め、質の高い保健福祉サービスの確保に努めます。また、障害者世帯等が安心して生活できるように、良好な居住環境の確保に努めます。

(3) 元気と生きがいのあるまちづくり

健康づくり・生活習慣病等による身体障害等の予防や保健・医療体制の充実に努めるとともに、障害者も地域社会の一員として生きがいや希望を持って生活していけるような地域社会の実現を目指します。

(4) とともに助け合うまちづくり／市民と行政がともに進めるまちづくり

障害者も含めた市民相互の支え合いや地域における市民活動、ボランティア活動等を促進することにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

4 計画の展開

(基本理念)

～ 安心・健やかに暮らせる 人にやさしい
ノーマライゼーション社会の実現 ～

(基本視点)

- 1 希望に満ちた明るいひとづくり／だれにもやさしい安全なまちづくり
- 2 潤いのある豊かなくらしづくり／安心に満ちたまちづくり
- 3 元気と生きがいのあるまちづくり
- 4 とともに助け合うまちづくり／市民と行政がともに進めるまちづくり

(基本目標)

(施策の方向)

1 障害のある人が元気に安心して
暮らせるまちづくり

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 権利擁護体制の確立
- (3) 障害福祉サービスの充実
- (4) 意思疎通支援の充実
- (5) 経済的支援の実施
- (6) 地域の安全と災害時を想定した対応

2 子どもの健やかな発育・発達を
支援するまちづくり

- (1) 障害の早期発見と障害児の療育支援
- (2) 切れ目のない障害児サービスの充実
- (3) 特別支援教育、インクルーシブ教育の推進

3 地域の理解のもと障害のある人も
いきいきと参加しているまちづくり

- (1) 障害の理解と合理的配慮の推進
- (2) 社会参加の促進
- (3) 外出支援施策の推進
- (4) 就労の支援・促進

4 障害のある人の地域生活の
基盤づくり

- (1) 日中活動の場の確保
- (2) 居住の場の確保
- (3) 保健・医療サービスの充実
- (4) 地域移行・地域定着の支援と促進



基本計画

1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

現状と課題

福生市高齢者・障害者生活実態調査（以下、「生活実態調査」という。）の結果によると、「あなたや介助者が、生活上の悩みや困ったことを相談するのは誰ですか」という設問では、「家族、親族」が5割台半ばと最も高くなっていますが、「相談する人がいない」は約5%となっています。

また、「市役所や保健所などであなたがほしい情報は何か」という設問では、「福祉サービス（制度）がわかる資料」が最も高く、次いで「最新の医療情報」、「医療機関を見つけることができる資料」となっています。

「今後、市に何を期待しますか」という設問では、「障害福祉に関する情報提供」、「相談支援体制の充実」が約2割となっています。

今後は、様々な相談ニーズに対応すべく相談窓口の拡充、相談サービスに関する情報提供等相談支援体制を充実していくことが必要です。また、障害の程度や状況によって、求める支援が異なるため、そのニーズを的確に把握し、適切な支援につなげる相談員のスキルの向上も図っていくことが必要です。

施策の方向

障害者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関などとの連携強化による相談窓口の整備や障害者が相談しやすい体制の充実を図ります。また、障害者が様々な情報を入手できるように、障害の特性に応じた情報提供に努めます。

主な施策

施策	内容	所管課
①継続的な相談支援体制の充実	担当部署が連携し、障害の有無に関わらず、発達の段階に応じて、特別な配慮が必要な子どもから高齢者まで切れ目のない継続的な相談支援体制を整備します。	子ども育成課 子ども家庭支援課 社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課 健康課 教育支援課
②相談支援事業の推進	在宅の障害者及びその家族等の地域での生活を支援するため、「福生市障害者自立支援センター すてっぷ」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
③身体、知的障害者相談員の周知と利用促進	身近な地域における相談員である身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談支援活動の充実を図るとともに、周知と障害者やその家族等による利用の促進に努めます。	障害福祉課
④精神障害者相談支援事業の充実	「精神障害者地域活動支援センター ハッピーウイング」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
⑤高次脳機能障害者相談支援の充実	作業療法士等の有資格者による「高次脳機能障害者支援員」を配置し、高次脳機能障害者、その家族等への相談支援の充実を図ります。	障害福祉課
⑥基幹相談支援センターの充実	障害福祉に係る総合的な相談に対応するとともに、権利擁護、虐待防止等に係る支援をします。また、必要に応じて地域の相談機関との連携、専門機関の紹介を行い、基幹相談支援センターの充実を図ります。	障害福祉課
⑦障害に配慮した情報提供の充実	点字版やS Pコード付きの刊行物の作成、声の広報の発行など、障害の特性に配慮した情報提供の充実を図ります。	全庁
⑧障害福祉等サービスに関する情報提供の充実	広報、ホームページ、ガイドブック、情報メールを活用し、障害者が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実を図ります。	障害福祉課

(2) 権利擁護体制の確立

現状と課題

生活実態調査の結果によると、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知状況は、前回同様1割台半ばと低くなっています。また、制度を知っている人の利用意向は、「今は必要ないが、将来的に利用したい」が約5割となっています。

市が行う催しや行事、障害者福祉や保健に関することを知る手段は、「市の広報紙やホームページ」が6割台半ばと最も高く、前回調査に比べ5ポイント増加しています。

権利擁護を推進していくために、障害者の権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいく必要があります。

施策の方向

判断能力が不十分な障害者に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利擁護と財産管理を支援するために、成年後見制度の利用促進を図ります。また、障害者の権利擁護を進める中で、市民や関係機関への虐待防止に関する制度の周知啓発に取り組むとともに、速やかに障害者虐待に対応できる体制強化に努めます。

主な施策

施策	内容	所管課
①福祉サービス総合支援事業の推進	福祉センター内「成年後見センター福生」で成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）など総合的な福祉サービス支援、権利擁護の事業を実施し、推進します。	社会福祉課
②成年後見制度支援事業の周知・促進	「成年後見制度支援事業」の周知と利用促進を図り、認知症の高齢者や障害者への支援を図ります。一定の要件に該当する人について、「成年後見制度利用支援事業」を促進します。	社会福祉課
③障害者虐待防止センターの充実	「福生市障害者虐待防止センター」の機能を充実し、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めていきます。	障害福祉課
④自立支援協議会の活用とネットワークの構築	既存のしくみを活用し、行政、相談支援事業者、自立支援協議会の連携をより緊密にして、虐待防止等に取り組む体制を構築していきます。	障害福祉課
⑤障害児の虐待の防止等	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、特に就学する障害児や保育所等に通う障害児への虐待防止を図ります。	子ども育成課 子ども家庭支援課 障害福祉課 教育支援課

(3) 障害福祉サービスの充実

現状と課題

生活実態調査の結果によると、障害者（児）福祉サービスの利用状況については、生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスの利用が多くなっています。市内に増やしてほしい事業所については、生活介護、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）の希望が多くなっています。

現在利用しているサービスについて、「十分である」「少ない」が1割強、「利用していない」が3割台半ばとなっています。

市に期待することの中では、「通所施設の充実」「入所施設の整備・充実」「グループホームの整備」「サービス提供事業者の育成」が約1割となっています。

個々の障害者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

施策の方向

障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活を維持していくため、障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた支援の充実を図ります。

主な施策

施策	内容	所管課等
①訪問系サービスの充実	身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障害者がそれらを受けられるよう、居宅介護事業者の参入の促進に努め、ホームヘルプなど「訪問系サービス」の充実を図ります。	障害福祉課
②重度身体障害児入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	障害福祉課
③重度身体障害者（児）訪問入浴サービスの提供	自宅の浴室等で入浴することが困難なおおむね6歳から65歳未満の在宅の重度身体障害者・障害児の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。	障害福祉課

施策	内容	所管課
④身体障害者補装具の支給（修理）	身体障害者の職業や日常生活の機能を向上させて地域での自立生活を容易にするため、補装具を交付（修理）するとともに、制度の周知を図り利用の促進に努めます。	障害福祉課
⑤重度心身障害者（児）おむつ等の助成	常時臥床の状態またはそれに準ずる状態の心身障害者（児）におむつ等を助成します。	障害福祉課
⑥短期入所サービスの充実	在宅の心身障害者（児）が、保護者または家族の疾病等の理由により家庭において介護を受けることが困難になった場合に、施設等を一時的に利用するサービスの充実に努めます。	障害福祉課
⑦サービス等利用計画の作成	障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用するすべての障害者のために指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が適切なサービス等利用計画を作成することができるよう、提供体制の整備を進め、ケアマネジメントの充実に努めます。	障害福祉課

(4) 意思疎通支援の充実

現状と課題

障害者を取り巻く状況や社会が変化中、障害の種類や障害者のニーズの多様化にともなった、わかりやすい、多様な情報発信が求められています。

近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者等の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要となっています。

施策の方向

手話通訳奉仕員の養成確保、ICT の活用などを図り、コミュニケーションに支障がある障害者の意思疎通支援の充実を図ります。

主な施策

施策	内容	所管課
①手話通訳奉仕員の派遣	聴覚及び言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人へ、手話通訳奉仕員を派遣します。	障害福祉課
②手話通訳奉仕員の養成	手話通訳奉仕員の養成研修を充実し、技術のレベルアップに努めます。また、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成の情報提供等の支援を行います。	障害福祉課
③中等度難聴児発達支援事業	両耳の聴力レベルが 30 d B 以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	障害福祉課

(5) 経済的支援の実施

現状と課題

障害者が地域で安心して生活していくために、経済的に安定していることは不可欠の要素です。生活実態調査においても、経済的支援に関する意見があげられています。

生活安定への支援の観点から、引き続き障害者への手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していく必要があります。

施策の方向

障害者やその家族の経済的な不安や負担の軽減を図るため、各種の経済的支援を行います。また、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、各種制度の周知を図ります。

主な施策

施策	内容	所管課
①心身障害者福祉手当の支給	心身障害者が受給できるよう情報提供に努め、適正に手当を支給します。	障害福祉課
②特別障害者手当の支給	20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
③障害児福祉手当の支給	20歳未満で、精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする児童に、手当を支給します。	障害福祉課
④重度心身障害者手当の支給	心身に特に重度の障害があるため常時複雑な介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑤特殊疾病患者福祉手当の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない疾病のうち、その経過が慢性にわたるなど特殊な疾病に罹患している人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑥特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度心身障害児を家庭で監護または養育している人に手当を支給します。	子ども育成課
⑦児童育成手当(障害手当)の支給	20歳未満の重度心身障害児を扶養している人に、手当を支給します。	子ども育成課
⑧公的扶助、年金、手当の周知	制度についての周知に努め、対象となるすべての人が年金や各種手当等を受給できるように図ります。	障害福祉課 社会福祉課 子ども育成課 保険年金課
⑨消費者相談室の実施	市役所での消費生活相談員による「消費者相談室」を継続し、障害者も含めた市民の消費生活についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。	シティセールス推進課

(6) 地域の安全と災害時を想定した対応

現状と課題

障害者にとって、緊急時や災害時の対策や防犯対策等の充実は、地域における安全・安心な生活を担保する重要な要素であると言えます。

生活実態調査の結果によると、市に期待することについては、「障害者に配慮したまちづくり」が2割台半ば、「非常時における緊急通報システムの充実」が2割弱となっています。

「災害発生時に健康上困ること」という設問では、困ることがあると回答した人が約4割となっています。災害発生時の自力での避難については、「介助や手助けがないと困難だと思う」は約4割となっています。

災害発生に伴う避難時に、身近に手助けしてくれる人については、「いない」が1割台半ばとなっています。

日頃から障害者に対する防災・防犯知識の普及啓発、支援体制の充実等、地域における防災・防犯対策を推進することが必要です。

施策の方向

緊急時や災害時における迅速かつ確かな情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録促進や市民の協力による地域の安全や災害時の支援体制づくりを推進します。

主な施策

施策	内容	所管課
①緊急通報システム事業の充実	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者、難病患者等に専用通報機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受けて救急車による病院への搬送に対応します。	障害福祉課
②火災安全システム事業の充実	緊急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより火災の発生を東京消防庁に自動通報するシステムを、18歳以上でひとり暮らしの重度心身障害者の自宅へ設置します。	障害福祉課
③防災行政無線のデジタル化	災害時における聴覚障害者への情報提供に配慮し、防災行政無線のデジタル化を推進し、文字表示による情報提供ができるようにします。	安全安心まちづくり課

施策	内容	所管課
④ T C Nによる火災等告知放送	防災行政無線で市内広報した火災情報（住所等）と同じ内容をT C Nのテレビ画面上にテロップ表示し、視覚による情報を提供します。	安全安心まちづくり課
⑤ 災害時要援護者支援体制の整備	消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、市民、ボランティア等と連携して災害時要援護者の把握に努め、支援体制を整備していきます。	安全安心まちづくり課
⑥ ヘルプマークの周知	ヘルプカードやヘルプバンドナ等の配布を行い、ヘルプマークを様々な機会に広く周知し、日常利用に加え避難先での生活に活用できる体制を整えます。	障害福祉課
⑦ 救急医療情報キットの周知	救急医療に役立つ「救急医療情報キット」の周知と配布に取り組みます。	介護福祉課
⑧ 施設のバリアフリー化	道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。	道路下水道課 施設公園課

2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

(福生市障害児福祉計画)

(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援

現状と課題

障害児への適切な療育支援には、幼児期における障害の早期発見が重要となります。

障害や疾病の早期発見・早期療育などのために、障害特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

施策の方向

障害の早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制や相談体制を整備し、様々なニーズに的確に対応し、障害児やその保護者が安心して充実した生活を送ることができるよう、関連情報の提供や関係機関との連携を図りながら健やかな発育・発達を支援し、療育支援環境の充実に努めます。

主な施策

施策	内容	所管課
①乳幼児健康診査の推進	乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、引き続き乳幼児健康診査を実施します。	健康課
②発育・発達支援につながる連携の推進	乳幼児健診や健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発育・発達支援につながる連携を進めます。	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課
③臨床心理士等の巡回相談の充実	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課

施策	内容	所管課
④ 児童発達支援の充実	未就学の障害児に対して、児童発達支援又は医療型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。また、重症心身障害児で外出が著しく困難な児童に対しては、居宅訪問型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	障害福祉課
⑤ 教育・保育施設での障害児の受入れ	幼稚園、認定こども園、保育園では、保育士等の支援により集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	子ども育成課
⑥ 保育所等訪問支援の充実	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課
⑦ 学童クラブでの障害児の受入れ	全ての学童クラブにおいて、指導員等の支援により集団生活が可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れ、健常児とともに育成することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	子ども育成課
⑧ 放課後等デイサービスの充実	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障害福祉課
⑨ 障害児相談事業の充実	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	子ども育成課
⑩ 児童館における障害児対象事業の充実	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	子ども育成課

(2) 切れ目のない障害児サービスの充実

現状と課題

障害児の支援にあたっては、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、障害児の状態を把握し、それぞれの個性が活かされる支援が求められます。

障害児については、就学前と就学後で生活や教育環境が変化するため、教育・保育施設、その他関係機関との連携により、就学前の療育支援情報を有効活用する方法が課題となっています。

子どもの発育・発達に合わせた一人ひとりの障害児に対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

さらに、就労への接続等、ライフステージを通じた包括的な切れ目のない支援に向けて、関係機関との連携の仕組みを強化していくことが必要です。

施策の方向

母子保健から、障害福祉、医療・療育機関、教育委員会、労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、子どもの発達段階に応じた適切な支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

主な施策

施策	内容	所管課
①継続的・計画的な支援づくりの実現	就学前から就学へと発達支援がつながっていくための継続的・計画的な支援づくりの実現・充実を図ります。さらに、就労への接続等、包括的な切れ目のない支援に努めます。	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育指導課 教育支援課 障害福祉課
②関係機関との連携の強化・充実	「東京都発達障害者支援センター」、保健所等、関係機関と連携した支援体制の強化・充実に努めます。	障害福祉課 健康課

(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

現状と課題

障害児の可能性を最大限伸ばし、将来社会的に自立していけるよう図るため、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた教育は、重要な役割を果たします。

生活実態調査の結果によると、「生活の中での助かった配慮や広めてほしい取組」という設問では、「学校や教育における配慮や取組」が挙げられています。

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。

施策の方向

障害児が、障害の状況に応じた適切な教育を受けられるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。子ども達が障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努め、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

主な施策

施策	内容	所管課
① 特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう「特別支援学級指導補助員」の配置を進めます。また、専門家による巡回相談の充実により、障害特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。	教育指導課 教育支援課
② 交流及び共同学習実現の配慮	障害児が、可能な限り障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、教育内容・方法の改善・充実を図ります。また、交流・共同学習の積極的な推進によって、相互理解を促進していきます。	教育指導課 教育支援課

3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

現状と課題

障害者が地域の中で安心して暮らし、社会参加していくためには、障害のない人の理解が重要な要件となります。

生活実態調査の結果によると、2割弱の人が「日常生活の中で何らかの人権を損なう扱いの経験がある」と答えています。生活の中での助かった配慮や広めてほしい取組については、多くの人が「学校や教育における配慮や取組」、「障害者等に対する理解」を選んでいきます。市に期待することについては、「障害者理解などの啓発活動」が約1割となっています。

住み慣れた地域で暮らしていくために、市民との交流や障害者の社会参加を促進し、障害者への理解を深めていく必要があります。

施策の方向

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮に向けた啓発活動を推進するとともに、すべての人が安心して心豊かに暮らせるように、障害者理解の啓発に努めます。

主な施策

施策	内容	所管課
①理解を深めるための啓発の推進	市の広報誌、ホームページ、情報メール、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。	障害福祉課
②学校教育における福祉教育の充実	総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障害者との交流学習などを通して、福祉教育の充実に努めます。	教育指導課 教育支援課
③社会教育における福祉教育の充実	各公民館が連携して、「心のバリアフリー」や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。	公民館
④市役所内での障害者施設が作成した物品販売の促進	市役所内で障害者施設に物品販売を支援することにより、障害者の自立を促進します。障害者と健常者の交流の機会を増やし、障害者に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。	障害福祉課 契約管財課
⑤当事者会・家族会の活動の支援	障害者と家族が支え合い、地域で生活する力を養えるよう、当事者会・家族会への情報発信等により活動を支援します。	障害福祉課

(2) 社会参加の促進

現状と課題

生活実態調査の結果によると、「あなたの楽しみや生きがいは何ですか」という設問では、「趣味・娯楽」が約5割と最も高く、次いで「友人・仲間とのつきあい」が4割台半ばとなっています。

市に期待することについては、1割弱の人が「文化・スポーツ活動の充実」と回答しています。

多様な機会を通じて市民とふれあい、障害者が積極的に社会活動に参画できるように、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等への参加を働きかけていく必要があります。

施策の方向

障害者が、地域において、生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、生涯学習機会の充実を図るとともに、気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進します。

主な施策

施策	内容	所管課
①優先調達法の活用	優先調達法の活用により、障害者施設の活動の充実と、障害者の自立の促進を目指します。	全庁
②手話通訳者の派遣	議会本会議、委員会及び公民館事業に、必要に応じて手話通訳者を配置し、聴覚障害者にも活動の場を広げ、自主的な活動ができるよう支援します。	議会事務局 公民館
③図書等宅配サービスの実施	身体障害者(視覚障害又は肢体不自由の2級以上)等に図書等の宅配サービスを実施します。	図書館
④障害者青年学級の実施	義務教育終了後、集団活動を通して基礎的生活習慣、仲間づくりを行う機会として「障害者青年学級」を実施します。	公民館
⑤障害者対象スポーツ・レクリエーション事業の実施	障害者を対象にした各種スポーツ・レクリエーション事業を実施します。	スポーツ推進課

(3) 外出支援施策の推進

現状と課題

障害者が社会参加していくために、外出や移動の手段の確保は切実な課題です。

生活実態調査の結果によると、買い物や趣味、遊び、散歩などのための外出状況については、「1人で外出する」が約7割、「介助者と外出する」が約2割となっています。外出時の移動方法については、「自家用車」が最も多く、次いで「徒歩」「自転車」「電車、バス」となっています。

通学、通勤、通所の時の交通手段としては、「電車、バス」が最も高くなっています。

また、「今後やってみたいことについて」の設問では、約5割の方が「旅行（個人、団体）」を選ぶなど、外出の際の移動手段の需要は高まっており、「市に期待することについて」の設問でも「移動手段の確保」が約2割となっています。

移動の問題は、外出の際の壁になっていることが考えられ、音響付き信号機の設置希望については、約5割が設置を希望しています。障害者の社会参加を促進するためにも、移動・交通対策を充実していくことが必要です。

施策の方向

障害者が日常生活の中で、気軽に安心して外出できるように、社会参加促進のための助成や、障害特性に応じた外出時の支援の推進など、多面的な施策の充実を図ります。

主な施策

施策	内容	所管課
①福祉バスの利用促進	高齢者、障害者（児）、乳幼児及び妊婦の外出をサポートする福祉バスの周知と利用を促進します。	介護福祉課
②自動車運転教習費助成・自動車改造費助成の実施	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転教習の費用を助成します。また、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある人に、費用を助成します。	障害福祉課
③タクシー利用券の給付	電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の障害者にタクシー利用券を給付します。	障害福祉課
④自動車ガソリン費用の助成	心身障害者が日常生活の利便及び拡大を図るため利用する自動車のガソリンの費用の一部を助成します。	障害福祉課
⑤同行援護の実施	重度視覚障害者（児）の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や援護を行う「同行援護」のサービスを実施します。	障害福祉課
⑥移動支援の実施	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業を実施します。	障害福祉課
⑦行動援護の実施	行動上、著しい困難を有する障害者が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。	障害福祉課
⑧移送サービス事業の実施	移送サービスを必要とする人のため、運転ボランティアの協力を得て車いす専用車（ハンディキャブ）の運行を行います。	介護福祉課
⑨ハンディキャブの貸し出し	歩行困難な方の外出の際に、家族や知人に車いす専用車（ハンディキャブ）を貸し出します。	介護福祉課

(4) 就労の支援・促進

現状と課題

障害者の経済的自立を図る上で、就労は大変重要です。

生活実態調査の結果によると、現在の就労状況については、「今後も現在の仕事を続けたい」が2割台半ば、「現在働いていないが、今後働きたい」が約1割となっています。特に精神疾患患者で就業意向が約6割と高くなっています。

「働く場」を充実させるために必要なことについて、「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ（公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなど）」「社会的自立や訓練を行う施設（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）」が求められています。

「今後、市に何を期待しますか」という設問では、「就労の場の確保」が約1割となっています。企業側の理解を深め、それぞれの障害特性に応じた働き方への配慮がされた働きやすい環境をつくるとともに、多様な働く場の確保が必要です。

施策の方向

障害者の雇用を促進するために、企業への障害者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障害特性に応じた就労の場の確保を図るとともに、就労定着支援事業により支援をします。また、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、継続して福祉的就労の場の提供を支援します。

主な施策

施策	内容	所管課
① 就労支援事業の実施	障害者の一般就労に向け、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」の就労専門職員が、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながらきめ細やかな支援を行います。	障害福祉課
② 障害者就業・生活支援センターとの協働推進	障害者の自立を目指し、就職のあっせんや生活相談などを地域の支援機関と連携して実施する「障害者就業・生活支援センター」と協働し、就労面と生活面の支援を一体的に推進します。	障害福祉課
③ 障害者雇用への理解の促進	企業等の障害者雇用への理解を促進するため、ハローワーク等と連携して各種啓発等を行うとともに、法定雇用率の達成を目指して協力を求めています。	障害福祉課
④ 障害者雇用の促進	法定雇用率の達成を目指します。	職員課

4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

(1) 日中活動の場の確保

現状と課題

障害者が地域で自分らしく生活するためには、地域に様々な日中活動の場があることが大切です。

生活実態調査の結果によると、「活動の場」を充実させるために必要なことについて、「日常生活の支援、日常的な相談や地域交流活動を行う施設(地域活動支援センター)」が求められています。

社会人への質問では、昼間にどこにも通っていないとの回答が約3割、学生への質問では、放課後や休日に過ごす場所を自宅と回答した人が7割以上となっています。

障害者が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」などのさまざまな日中活動を十分に提供できる環境を整備することが必要です。

施策の方向

障害者が地域で生活しながら、自己実現をしていくために、地域での日中活動の場を確保し、生活介護や就労継続支援事業等の日中活動系サービスの充実を図ります。

また、日中一時支援、地域活動支援センター等、日中の居場所づくりを推進します。

主な施策

施策	内容	所管課
①各種サービスの充実	障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や地域生活支援事業の「日中一時支援事業」、児童福祉法に基づく「児童発達支援」等の充実に努め、障害者の日中活動の場の確保を図ります。	障害福祉課
②生活介護事業・地域活動支援センター事業の推進	在宅の障害者を対象とした事業、「生活介護」・「地域活動支援センター」を活用し、障害者の地域自立生活と社会参加を支援・促進します。	障害福祉課

(2) 居住の場の確保

現状と課題

障害者が地域で生活するためには、居住の場の確保は必要不可欠です。

生活実態調査の結果によると、精神疾患患者等調査では、将来の暮らし方として、「ひとりで暮らしていきたい」が約4割と高くなっています。

地域で自分らしく暮らしていくことができるための受け皿となる住まいの確保や経済的支援の充実が必要です。

施策の方向

障害者が地域において自立した日常生活を送ることができるようにグループホームの運営を支援します。また、住宅の確保と住環境の整備を促進するため、住宅設備改善に関する給付事業の利用促進に努めます。

主な施策

施策	内容	所管課
① グループホームなどへの支援	障害者の自立生活の支援・促進のため、居住の場であるグループホーム等の設置に関し、支援を図ります。また、入居する障害者への支援を行います。	障害福祉課
② 重度身体障害者住宅設備改善費給付事業の実施	重度身体障害者（児）に、住宅の整備、改善に要する経費を給付し、地域での自立した生活を支援します。	障害福祉課

(3) 保健・医療サービスの充実

現状と課題

障害の原因となる疾病予防や早期発見、早期治療に努めること、また、高齢化等による障害の重度化を予防することからも、その対応を図ることは重要です。

生活実態調査の結果によると、精神疾患患者等調査では、市役所や保健所などで必要な情報については、「最新の医療情報」「医療機関を見つけることができる資料」が上位に挙がっています。障害者の生活の質を高めるためには、保健サービスや医療を充実させ、適切なサービスの提供を図ることにより、障害の予防・早期発見・早期治療に努めることが必要です。

施策の方向

乳幼児期を中心とした健康診査、保健指導、相談事業等により、障害の早期発見と早期療育の体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進とともに健やかな成長を支援します。また、医師会等の関係機関と連携を図り、障害者の地域生活の基盤となる保健・医療サービスの充実を図ります。

主な施策

施策	内容	所管課
① 自立支援医療（更生医療費）の助成	18 歳以上の身体障害者を対象に、障害の程度を軽減し、障害を取り除いて日常生活や職業の能力を高めるために必要な医療費の本人負担分を軽減します。	障害福祉課
② 自立支援医療（精神通院医療費）の助成	精神疾患を理由として継続的に通院が必要な人の医療費の自己負担分を軽減します。	障害福祉課
③ 自立支援医療（身体障害児育成医療）の給付	18 歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により改善が見込まれる人に、医療費の本人負担分を助成します。	子ども育成課
④ 小児精神障害者入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする 18 歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	障害福祉課
⑤ 医療体制の充実	歯科診療も含めた障害者（児）及び難病患者等への急性期医療が安定的に提供できるよう、公立福生病院を含む近隣病院等の医療機関へ働きかけを行っていきます。	障害福祉課
⑥ 精神保健対策の推進	さまざまな機会を通して、「こころの健康」についての普及啓発を行い、問題を早期に発見し、適切な支援を受けられるよう図ります。	障害福祉課 健康課

(4) 地域移行・地域定着の支援と促進

現状と課題

施設入所者等が安心して地域生活に移行していくためには、関係機関の連携、地域移行支援、地域定着支援等の取り組みが重要です。

生活実態調査の結果によると、市に期待することについては、「障害者に配慮したまちづくり」が2割台半ばと最も高くなっています。

障害者施設等が地域の障害者支援の拠点となり、多様な主体による支援や市民の理解と協力を得ながら、地域への移行に向けたさらなる支援の充実が必要です。

施策の方向

障害者支援施設入所者又は精神科病院に入院している方に、住居の確保、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等の必要な支援を行い、地域生活へ移行できるよう、地域相談支援体制を整備し、保健所、医療機関、サービス提供事業所等との連携を図ります。また、居宅で単身生活をする障害者の支援に取り組みます。

主な施策

施策	内容	所管課
① 自立支援協議会を中心とした障害者施設等ネットワークの構築	「福生市地域自立支援協議会」を中心として、障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等、関係機関と官民一体の有機的連携のネットワークの構築を図ります。	障害福祉課
② 地域移行の支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象に、地域生活を送るための計画作成、相談支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。	障害福祉課
③ 地域定着の支援	居宅において単身で生活している障害者を対象に、常に連絡の取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	障害福祉課
④ 自立生活援助	障害者支援施設、グループホーム等から居宅生活へ移行する障害者等について、定期的な巡回訪問等により地域生活を支援します。	障害福祉課
⑤ 福祉サービス充実のための研修参加	行動障害を有する者、精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた支援を実施できるよう、関係機関への研修周知及び研修参加に努めます。	障害福祉課



平成32年度の将来像

1 障害者数の推計

市の人口は減少傾向にあるものの、障害者（手帳所持者）数はおおむね増加傾向を示しています。精神障害者保健福祉手帳取得者の増加などにより、障害者数は今後も増加すると予測されます。

第5期障害福祉計画期間の障害者数の推計は、下の表のようになります。各障害の手帳所持者数は、平成32年度で合計2,730人（対総人口比4.7%）になると見込まれます。

年度	27	28	29	30	31	32
人口	58,798人	58,618人	58,486人	58,299人	58,083人	57,842人
障害者手帳所持者数	2,436人	2,454人	2,593人	2,642人	2,685人	2,730人
身体障害者手帳所持者数	1,647人	1,628人	1,719人	1,731人	1,737人	1,746人
愛の手帳所持者数	384人	407人	426人	443人	461人	478人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	405人	419人	448人	468人	487人	506人
対総人口比率	4.1%	4.2%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%

※平成27・28年度は実績値（各年度末現在）

※平成29年度以降は推計値

2 第5期障害福祉計画（国の指針）のポイント

障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定めるものとされています。

また、今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・区市町村は、「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

計画では、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。

具体的には、次の5点について、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度における成果目標を設定することとされています。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

3 成果目標

国の基本指針の内容、過去の実績、今後の増加要素等を踏まえ、本市では次のとおり成果目標を設定することとします。

成果目標	基本指針に定める目標	数値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成32年度末における地域生活に移行する者	3人
	平成32年度末の施設入所者数	1人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	—
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備	—
福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度中に一般就労に移行する者	9人
	就労移行支援事業の利用者数	22人
	就労移行率が3割以上の就労支援事業所	5割以上
	就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	—
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	—
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	—
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	—
	保健、医療、障害福祉、教育、保育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	—



障害福祉サービスの提供見込み

1 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み

(1) 訪問系サービス

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
3,588 時間	3,900 時間	4,212 時間
138 人	150 人	162 人

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5サービスの合計値

【サービス量の確保方策】

訪問系サービスに関しては全体的に利用者の増加が予想されることから、事業所の参入を促進し、本市内に訪問拠点を置くよう要請していくとともに、サービス利用者への事業所情報の提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1,888 日	1,925 日	1,962 日
103 人	105 人	107 人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保していきます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 （機能訓練）	14 日	14 日	14 日
	1 人	1 人	1 人
自立訓練 （生活訓練）	45 日	45 日	45 日
	4 人	4 人	4 人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

③ 就労移行支援

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
246 日	273 日	301 日
18 人	20 人	22 人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保していきます。

④ 就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援 A 型	108 日	108 日	108 日
	6 人	6 人	6 人
就労継続支援 B 型	1,699 日	1,748 日	1,797 日
	104 人	107 人	110 人

【サービス量の確保方策】

A型については、利用者のニーズを見極めるとともに、近隣の提供事業者の把握に努めます。B型については、近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保します。

⑤ 就労定着支援

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
5 人	5 人	5 人

【サービス量の確保方策】

平成 30 年 4 月に新設されるサービスです。近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保していきます。

⑥ 療養介護

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
6 人	6 人	6 人

【サービス量の確保方策】

広域的な枠組みで提供事業者（医療機関）との連携を図り、利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

⑦ 短期入所（ショートステイ）

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
161 日	161 日	161 日
21	21 人	21 人

【サービス量の確保方策】

サービス利用者のニーズを見極め、近隣の提供事業者の情報を提供するとともに、事業者への働きかけを行い、サービスの迅速かつ円滑な利用の促進に努めます。既存の入所施設での事業実施に加え、通所施設が実施する短期入所への支援を行うなどして、サービス量の確保を図っていきます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

平成 30 年 4 月に新設されるサービスです。近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保していきます。

② 共同生活援助

【整備見込み量（年度末の定員）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
94 人	94 人	94 人

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
52 人	52 人	52 人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携するとともに、サービス見込みに対応した支援を図ります。

③ 施設入所支援

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
34 人	34 人	34 人

【サービス量の確保方策】

第 5 期障害福祉計画における国の指針にのっとり、施設入所者数を平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の 98%以下とすることを目指し、近隣の施設との連携を強化し、入所調整を行って、サービス見込みに対応した支援を図ります。

(4) 相談支援関連

① 計画相談支援・障害児相談支援、地域相談支援

【サービス見込み量（月あたり）】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援・ 障害児相談支援		71 人	76 人	81 人
地域相 談支援	地域移 行支援	1 人	1 人	1 人
	地域定 着支援	1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

市内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働きかけを行うとともに、
「福生市地域自立支援協議会」などを活用して事業者間の連携を促進する中で、サ
ービス等利用計画の量的・質的確保を図ります。

2 地域生活支援事業の提供見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
15 件	15 件	15 件

【サービス量の確保方策】

市のイベント等において、積極的に障害者の理解を深めるためのパンフレット配布等を行うとともに、市役所内では、定期的に障害者施設で作成した物品販売と施設の活動内容のPRを行うなど、障害者（児）に対する理解促進の機会を増やします。

② 自発的活動支援事業

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
12 件	12 件	12 件

【サービス量の確保方策】

障害者とその家族、市民等（当事者会・家族会等）が地域において自発的に行う活動（社会参加促進、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

③ 相談支援事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
自立支援協議会	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所

【サービス量の確保方策】

障害者の多様なニーズに対し柔軟に対応ができるよう、事業所との連絡・調整などを行い適切な支援に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

成年後見制度利用支援事業の周知を図り、サービス見込み量を確保していきます。

⑤ 意思疎通支援事業（手話通訳奉仕員派遣事業）

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
61 人	66 人	71 人

【サービス量の確保方策】

手話通訳について、市で実施する上級手話講習会などを修了した「福生市手話通訳奉仕員」を利用者へ派遣します。また、専門性の高い高度な通訳が必要な場合は、「東京手話通訳等派遣センター」に委託して利用者への派遣を行います。

⑥ 手話通訳奉仕員養成研修事業

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
4 人	4 人	4 人

【サービス量の確保方策】

養成研修を毎年実施し、レベルアップを図りながら手話通訳奉仕員を確保します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	4 件	4 件	4 件
自立生活支援用具	12 件	12 件	12 件
在宅療養等支援用具	9 件	9 件	9 件
情報・意思疎通支援用具	20 件	22 件	24 件
排せつ管理支援用具	1,193 件	1,229 件	1,265 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 件	1 件	1 件
合 計	1,239 件	1,277 件	1,315 件

【サービス量の確保方策】

給付品目の充実を図ります。

⑧ 移動支援事業

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
54 人	54 人	54 人
810 時間	810 時間	810 時間

【サービス量の確保方策】

市内外の事業所により、必要サービス量を確保していきます。

⑨ 地域活動支援センター

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
2 箇所	2 箇所	2 箇所
60 人	60 人	60 人

【サービス量の確保方策】

基本的には市内にある地域活動支援センターの利用を促進しますが、通いやすい距離など物理的な要因や事業所の人員・事業内容等の体制の要因により近隣市町の支援センターを利用する方がいた場合、そのセンターを指定する場合があります。

(2) 任意事業

① 更生訓練費支給事業

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

② 日中一時支援事業

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
2 人	2 人	2 人

【サービス量の確保方策】

市内外の登録事業者との連携などにより、事業を推進します。

③ 声の広報・市議会だより発行事業

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
12 人	12 人	12 人

【サービス量の確保方策】

障害者団体、音訳ボランティアグループ等関係機関と連携し、市政情報の迅速かつ正確な伝達に努めます。

④ 重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
2 人	2 人	2 人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑤ 重度身体障害児入浴サービス事業

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑥ 自動車運転教習助成事業

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 件	1 件	1 件

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑦ 自動車改造費助成事業

【サービス見込み量（年あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 件	1 件	1 件

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

3 障害児通所支援サービスの提供見込み

(1) 障害児向けサービス

① 放課後等デイサービス

学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
6 箇所	6 箇所	6 箇所
493 日	570 日	648 日
51 人	59 人	67 人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス見込み量を確保します。また、重症心身障害児に対応した事業所については、別途確保できるよう努めます。

② 児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	45 日	50 日	55 日
	9 人	10 人	11 人
医療型児童発達支援	5 日	5 日	5 日
	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	5 日	5 日	5 日
	1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス見込み量を確保します。また、重症心身障害児に対応した事業所については、確保できるよう努めます。なお、居宅訪問型児童発達支援は平成 30 年 4 月に新設されるサービスです。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 日	1 日	1 日
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス見込み量を確保します。

⑤ 障害児相談支援

障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援など）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
8 人	9 人	10 人

【サービス量の確保方策】

計画相談を担う相談員に対して適宜研修を実施して、そのスキルを高めるとともに、相談希望を担える相談員の確保に努めます。

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

【サービス見込み量（月あたり）】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
-	-	1 人

【サービス量の確保方策】

都の動向を見極めながら配置に努めます。

障害福祉サービス等見込み量一覧

サービス名		単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問系サービス		利用時間(年)	3,588 時間	3,900 時間	4,212 時間
		利用者数(月)	138 人	150 人	162 人
日中活動系サービス	生活介護	利用日数(月)	1,888 日	1,925 日	1,962 日
		利用者数(月)	103 人	105 人	107 人
	自立訓練(機能訓練)	利用日数(月)	14 日	14 日	14 日
		利用者数(月)	1 人	1 人	1 人
	自立訓練(生活訓練)	利用日数(月)	45 日	45 日	45 日
		利用者数(月)	4 人	4 人	4 人
	就労移行支援	利用日数(月)	246 日	273 日	301 日
		利用者数(月)	18 人	20 人	22 人
	就労継続支援(A型)	利用日数(月)	108 日	108 日	108 日
		利用者数(月)	6 人	6 人	6 人
	就労継続支援(B型)	利用日数(月)	1,699 日	1,748 日	1,797 日
		利用者数(月)	104 人	107 人	110 人
	就労定着支援	利用者数(月)	5 人	5 人	5 人
	療養介護	利用者数(月)	6 人	6 人	6 人
短期入所	利用日数(月)	161 日	161 日	161 日	
	利用者数(月)	21 人	21 人	21 人	
サ 居 住 ビ 系 ス	自立生活援助	利用者数(月)	1 人	1 人	1 人
	共同生活援助	定員数	94 人	94 人	94 人
		利用者数(月)	52 人	52 人	52 人
	施設入所支援	利用者数(月)	34 人	34 人	34 人
相 談 支 援	計画相談支援	利用者数(月)	71 人	76 人	81 人
	地域移行支援	利用者数(月)	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	利用者数(月)	1 人	1 人	1 人

地域生活支援事業見込み量一覧

サービス名		単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	利用件数(年)	15件	15件	15件
	自発的活動支援事業	利用件数(年)	12件	12件	12件
	相談支援事業				
	障害者相談支援事業	実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
	自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	成年後見制度利用支援事業	利用者数(年)	1人	1人	1人
	意思疎通支援事業(手話通訳奉仕員派遣事業)	利用者数(年)	61人	66人	71人
	手話通訳奉仕員養成研修事業	実施人数(年)	4人	4人	4人
	日常生活用具給付等事業				
	介護・訓練支援用具	利用件数(年)	4件	4件	4件
	自立生活支援用具	利用件数(年)	12件	12件	12件
	在宅療養等支援用具	利用件数(年)	9件	9件	9件
	情報・意思疎通支援用具	利用件数(年)	20件	22件	24件
	排せつ管理支援用具	利用件数(年)	1,193件	1,229件	1,265件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数(年)	1件	1件	1件
	合計	利用件数(年)	1,239件	1,277件	1,315件
	移動支援事業	利用者数(年)	54人	54人	54人
		利用時間(年)	810時間	810時間	810時間
地域活動支援センター事業	実施箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
	利用者数(年)	60人	60人	60人	
任意事業	更生訓練費支給事業	利用者数(年)	1人	1人	1人
	日中一時支援事業	利用者数(月)	2人	2人	2人
	声の広報・市議会だより発行事業	利用者数(月)	12人	12人	12人
	重度心身障害者(児)訪問入浴サービス事業	利用者数(月)	1人	1人	1人
	重度身体障害児入浴サービス事業	利用者数(月)	1人	1人	1人
	自動車運転教習助成事業	利用件数(年)	1件	1件	1件
	自動車改造費助成事業	利用件数(年)	1件	1件	1件

障害児通所支援サービス見込量一覧

サービス名	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
放課後等デイサービス	実施箇所	6箇所	6箇所	6箇所
	利用日数(月)	493日	570日	648日
	利用者数(月)	51人	59人	67人
児童発達支援	利用日数(月)	45日	50日	55日
	利用者数(月)	9人	10人	11人
医療型児童発達支援	利用日数(月)	5日	5日	5日
	利用者数(月)	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数(月)	5日	5日	5日
	利用者数(月)	1人	1人	1人
保育所等訪問支援	利用日数(月)	1日	1日	1日
	利用者数(月)	1人	1人	1人
障害児相談支援	利用者数(月)	8人	9人	10人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置数(月)	—	—	1人



計画の推進

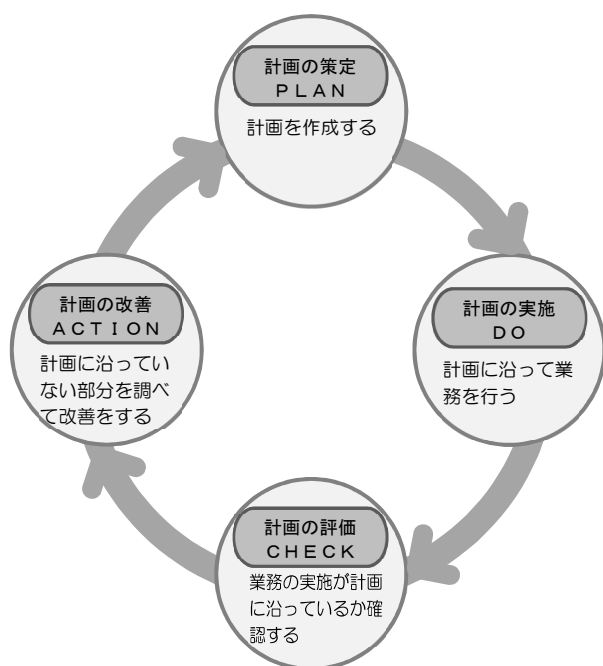
1 計画推進の体制

本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、市民、事業者との連携・協働のもと、全力で取組を進めます。

また、「福生市地域自立支援協議会」とも連携を図り、市内の障害福祉に関する課題とニーズの把握や協議を行いながら推進します。

2 計画の進行管理

本計画の円滑・着実な実行のために、毎年「福生市地域福祉推進委員会」へ推進状況を報告して意見をいただくとともに、「福生市地域自立支援協議会」において計画全体の進行管理や評価を適切に行い、その結果を次期計画に反映して、施策等の一層の充実に努めていきます。



※ PDCAサイクル
P = PLAN
(プラン)
…具体的な施策など
D = DO
(ドゥ)
…実行
C = CHECK
(チェック)
…点検・評価
A = ACTION
(アクション)
…改善



付 属 資 料

1 用語解説

【あ行】

■インクルーシブ

「包括的な」「包み込む」という意味の言葉。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという意味で使われる。

■SPコード（音声コード）

文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用のコード読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができる。「バーコード」が縦の1方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっている。

【か行】

■機能訓練

医療的なりハビリテーションを終了した人を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練。

■救急医療情報キット

救急医療情報カードにかかりつけ医や持病、服薬などの医療情報や、緊急時の連絡先を専門の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるもの。

■グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態。

■ケアマネジメント

障害者（児）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

■高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

■合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

■児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められた。

■障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的・計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とした法律（平成5年施行）。

■障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。

■障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障害者を対象に、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

■障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律（平成18年施行）。

■障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正したもの。障害者の範囲に難病等を追加、地域生活支援事業の追加、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われた（平成25年・26年施行）。

■自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスの1つで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。

■ 自立支援協議会

地域における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

■ 成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等）の生命、身体、自由、財産等の権利を保護するための民法上の制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。

【た行】

■ 地域活動支援センター

障害者等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

■ 地域生活支援事業

障害福祉サービス（全国共通のサービス）等とは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

■ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

■ 通級指導学級

小・中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態。

■ T C N

福生市、青梅市、羽村市をサービスエリアとするケーブルテレビ局のこと。

■ 特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級。平成19年4月より従来の特設学級から名称が変更された。

■特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援する。その視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

■特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、教員が巡回して発達障害教育を実施するもので、福生市では平成 29 年度から全小学校で実施している。

【な行】

■難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、希少な疾病であって長期の療養を必要とする病気のことを言う。経過が慢性的で医療費がかかることや、介等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

■ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

■ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、すべての人が個人の尊厳を重んじられ、地域社会の中できっと普通に生活できること。また、そうしようとする考え方のこと。

【は行】

■発達障害

脳機能の障害により、心身の成長発達の途上で何らかの偏りや遅れなどがあらわれる状態を指す。平成 17 年に施行された発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

■ バリアフリー

「障害者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。「心のバリアフリー」は、そのバリアフリーを心理的な面において行うことで、「人々の意識にある『障害』や、障害者（高齢者、外国人等）に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリア（障壁）を取り除くこと」を意味する。

■ PDCA サイクル

Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

■ 福祉的就労

障害等の理由により一般企業等で働くことが困難な障害者に対し、障害福祉サービスとして就労すること。

■ 福祉バス

高齢者や障害者等が、市内福祉施設等をより利用しやすくするために運行するバス。利用するには利用登録証が必要。

■ ヘルプカード

何か困ったときに「手を貸してください」「〇〇してください」と自分から言えない場合、あるいは発作などで動けなくなった場合等に役立つカード。障害者や持病のある人の名前、緊急連絡先、発作の際の対応の仕方等お願いしたいことをあらかじめ書いて身につけて利用するもの。

■ ヘルプバンダナ

災害時等に要援護者となることが想定される障害者が、避難所等においてどのような援護が必要なのか一目でわかるよう、四隅に異なる援護内容に対応した文字とマークを印字しているバンダナ。腕に巻いたり、肩から掛けたり、カバンに縛っておくなどして使用する。

■ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障害、知的障害または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された東京都によるマーク。

■ 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、従業員 50 人以上の事業主に雇用が義務付けられている、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合（現在、精神障害者の雇用義務はないが、雇用率の算定時には障害者数に参入することができる）。国、地方公共団体等は 2.3%、民間企業は 2.0%と定められている。平成 30 年 4 月より、国、地方公共団体等は 2.5%、民間企業は 2.2%に引き上げられる予定。

【や行】

■優先調達法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律（平成 25 年施行）。

■ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などに関わらず、あらゆる人が利用しやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

【ら行】

■ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

■療育

心身障害児について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成することを言う。「治療」と「育成」、「教育」等を合わせて作られた言葉。